1 募集要項

(1)対象事業の概要

事業内容

質問事項	回答
整備手法は、BTO方式と思われますが、この方式を採用したのはどのような理由か。	校舎については設置者の自己所有であることが大学設置認可の前提となっているためです。
本事業は「割賦販売法」の対象外であると理解してよいか。	検討中です。
建物建設中の敷地に対する権原は、民法上の「使用貸借」か「賃貸借」か、あるいはそれ以外の権利か。	工事期間中の建設予定地の確保については、県と地権者(横須賀市)との間で事業者に支障の無いよう対処する予定です。

業務の範囲

業務の範囲	
「元金相当費用」-「設計及びその関連業務にかかる費用」とあるが、関連業務については「設計企業」以外の者でも実施は可能と認識してよいか?また、事業会社が自らのノウハウを用い、事業性能の把握のためにチェックする目的で関連業務を実施することは可能と認識してよいか?	法に定められた範囲内でご指摘のとおりの 取扱いで結構です。
「元金相当費用」 - 「建設及びその関連業務にかかる費用」とあるが、関連業務については「建設企業」以外の者でも実施は可能と認識してよいか?また、事業会社が自らのノウハウを用い、事業性能の把握のためにチェックする目的で関連業務を実施することは可能と認識してよいか?	法に定められた範囲内でご指摘のとおりの 取扱いで結構です。
建設及びその関連業務に係る費用中に、外構工事 費の記載がないが、元金相当費用に含まれると考 えてよろしいか。	ご指摘のとおりの取扱いで結構です。
工事を伴う備品整備とは何を指すか	諸室関係資料の他、別冊で配付する、備品 リスト(工事を伴う備品)及びAV機器等 リストを参考にご検討ください。なお、様 式23の備考欄を利用して、本備品リストと 異なるものがある場合は、当該備品名とそ の理由を付記してください。
(6) エの「工事を伴う備品整備費」と、18ページ7.事業の実施に関する事項の(6) その他ウに示される「別途発注する備品」との区分について説明を御願いします。	「工事を伴う備品」については諸室関係資料の他、別冊で配付する、備品リスト(工事を伴う備品)及びAV機器等リストを参考にご検討ください。それ以外の可動備品や情報関連の備品等が「別途発注する備品」となることを考えております。
周辺影響調査費の想定内容(交通・生態系・風等)について教えて欲しい。	必要に応じて実施してください。なお、工事開始後に追加費用が発生する場合には、 事業者の負担と考えております。
周辺影響調査費には、周辺影響に対する補償費及び交渉費にかかる費用は含まれるか。	ご指摘のとおりの取扱いで結構です。
電波障害対策費の対策の範囲はどのようになるのか。	必要に応じて設定してください。

質問事項	回答
電波障害対策費は、計画建物形状よりの机上検討 による一般的費用と考えてよいか。	ご指摘のとおりの取扱いで結構ですが、電 波障害が発生した場合の処置に係る費用に ついては、事業者の負担と考えておりま す。
電波障害対策の方法ついて、何か方針等はありま すでしょうか。	電波障害予想範囲を想定し、その防除方法 を計画し、提案してください。
業務の範囲、周辺影響調査の範囲について、16ページのリスク種類にある環境アセスとの係わりがあるか。ある場合どのように解釈するのか。また、都市計画とのスケジュールの兼ね合いについても教えてください。	環境アセスについては、公有水面の埋立事 業として、横須賀市で手続き済みです。
当計画は法令上、環境アセスメントの適用対象外 と考えてよいか	環境アセスについては、公有水面の埋立事 業として、横須賀市で手続き済みです。
横須賀市には環境基本条例がありますが、本計画 が適用を受けるかご教示いただきたい	条例の理念をふまえた計画となるようご配 慮ください。
公有水面の埋め立てについて環境アセスメントの 適用を受けていると思うが、これに対して本事業 において考慮しなければならない点をご掲示願い たい。	新たに環境アセスメントが必要となる事態 は想定しておりませんが、提案内容により 必要に応じてご検討ください。
開発許可の手続き業務が必要とあるが、その理由 はなにか	設計内容により、開発許可が必要な場合も あるものと考えられます。
横須賀市の開発行為等指導要綱の適用を受けると 思われますが、それに対する市の指導内容、周辺 住民への周知の方法等をお教え下さい	必要に応じてご調査ください。
交通処理について管轄警察署との事前調査が必要 となるかお教え下さい。	必要に応じてご調査ください。
事業者が、竣工引き渡し時に登記することが条件 となりますか、事業者の判断で登記しなくてもよ いですか。	法に基づいた手続きが必要と考えておりま す。
建物竣工時にいったん事業会社の名義で建物の所有権保存登記を行い、その後、移転登記を行うものと解してよいか。(登記費用節約のため、直接県の名義で所有権保存登記をすることはできないと解してよいか)	法に基づいた手続きが必要と考えております。

割賦料の支払

13/12/11/20 2031	
「割賦料の支払い」と「瑕疵担保」とは切り離されると認識してよいか。瑕疵があった場合でも、割賦料の支払が遅延・減額されることはないと認識してよいか。	瑕疵への対応が適切に行われる限り、割賦料への影響はありませんが、それが不充分の場合、支払を遅延・減額する方向で検討しております。
「割賦料の支払い」と「維持管理料の支払い」とは切り離された契約と認識してよいか。維持管理業務が仕様に達しない場合に維持管理料の減額だけでなく、割賦料の支払が遅延・減額されることはないか。	事業の契約としては一体ですが、維持管理料の支払いの一時停止、減額、維持管理業者の入れ替え等を考えており、その他については検討中です。
割賦料支払期間について、 30年間となっているが、この期間について変更は可能かどうか。(30年は長すぎるので短縮できるようであればどの位にできるのか)	本要項に基づいた期間の設定となります。

質問事項	回答
	本要項に基づいた割賦料の支払となりま
建設期間中(着工時より)から支払い開始するこ	す。
とは検討いただけないか。	9 0
割賦料支払日が休日の場合、次に到来する銀行営	基本的にはそのように理解していただいて
業日が支払日であると理解して良いでしょうか。	結構です。詳細については、優秀提案等の
RIN XIII CO O CIZINTO CRO COS JII o	選定後にお示しする契約案(以下「契約
	案」という。)でお示しする予定です。
	RICVIDO / COMO 9 DIALCES
元金相当費用の内訳には、建設期間中の金利支払	元金相当費用に算入する場合は、2(6)
いは費用項目として含まれていないが、建築工事	サその他事業に伴う経費としてくださ
費に建設期間中の金利支払いは含まれると考えて	い。
よいか。	
建設及びその関連業務にかかる費用とあります	様式集P96の様式29に基づき、各工事費を算
が、その関連業務を具体的にご教示ください。	出して下さい。
STATE CONTINUE SANCTION OF THE SA	H 2 C 1 C 1 .0
契約書内容の検証のための弁護士費用は含まれる	応募者のご判断によります。
か。	
開発許可、建築確認等の手続に要する経費の但し	必要に応じて設定してください。
書きにある説明会開催費について説明会の範囲と	
想定回数をどのように設定すればよいか。	
周辺影響調査費については資料「設計・建設条	必ずしもご指摘のとおりではないものと考
件」に添付された神奈川県庁環境管理システム実	えておりますので、必要に応じて実施して
施要綱の中の環境配慮計画書作成のための調査と	ください。
考えてよいか。また、その場合調査項目を指示し	
てほしい。	
ケ「事業者の登記に関する費用」とは、具体的に	不動産の登記に関する費用を想定しており
何の登記を想定しているのか。	ます。
本事業において、事業会社は建物取得税を支払う	法に基づいた対応が必要と考えておりま
必要があるのか	す。 ************************************
「消費税について」 - 本事業における割賦契約は	消費税は、元金相当額に組み入れてくださ
いわゆる金利別記となりますので、事業会社	l lo
(SPCとなることを予定)は建物に関する売上を	
引渡時に一括で計上する事になります。従いまし	
て、その売上に掛かる消費税は引渡時に発生する	
ことになりますので、神奈川県様には引渡時にその迷塵がたののく、東光の社となっていばれただ。	
の消費税をSPC(=事業会社)あてに当然お支払	
いいただくことになりますが、その点につき確認	
<u>をさせていただきたく存じます。</u> 「元金相当費用」- 事業会社の経費・利益は「契約	 応募者のご判断によります。
'元孟柏ヨ賀用」・事業会在の経貨・利益は'契約 にかかる費用」および「その他事業に伴う費用」に	/心穷白いこ判例によりまり。
計上可能と認識してよいか?」	
<u>計工り能と認識してよいがく」</u> 「元金相当費用」・実際の事業時にはSPCが事業	 応募者のご判断によります。
元並相当員用」・美味の事業時には576が事業 会社に業務委託することになるが、その費用は「	ログC アリ四川になりあり。
契約にかかる費用」および「その他事業にかかる費	
用」に計上可能と認識してよいか?	
10.11に出ているという。	
「元金相当費用」- SPCから事業会社にコンストラ	応募者のご判断によります。
クションマネジメント業務を委託することを検討	
中だが、「工事監理費」および「設計及びその関連	
業務にかかる費用」として計上可能と認識してよ	
いか?	
建物建設中の敷地使用料は無料と解してよいか	工事期間中の計画地の借地料は発生しませ
1	ん。ただし、建設予定地以外の土地につい
	てはこの限りではありません。

質問事項	回答
2(6) 工事を伴わない備品関連(什器等)は本見積の対象外と考えてよろしいですか。	ご指摘のとおりの取扱いで結構です。

維持管理料の支払い

維持管理料の支払は割賦料の支払と同じタイミングで同じ銀行口座に支払われると考えてよいか。	原則として、ご質問のとおりと考えており ます。
維持管理料には、物価変動の要因を反映させると あるが、どのように反映させるのか。	契約案で提示します。
物価変動等の要因の基準となる指標は何か。見直 しはどのような頻度で行うのか。 例えば、この指標が消費者物価指数等であった場 合、現経済状況下ではマイナスの変動になる可能 性も否定できないと考えられる。この場合はどの ような取り扱いになるのか。	基準、見直しの頻度は契約案で提示します。なお、マイナスの変動も考慮しうると 想定しています。
維持管理料に反映させる「物価変動等の要因」とはどの程度の範囲を示すのか。30年もの長期に及ぶ維持管理ではCPI構成要因の変動だけでなく、技術革新等も想定され、抜本的な変更も必要になると考えられるが、いかがか。	技術革新等により従前の維持管理料が大き く影響を受ける場合は、別途協議を行う方 向で検討しています。

その他	
「債務負担行為を設定し、本事業に必要な額を30年間にわたり支払う」ということは、募集要項P19にある基本契約および2種の付属契約は、建設期間も含め30数年間の長期契約になると理解してよいか。	ご質問のとおりと考えております。
債務負担行為の設定は、建物等割賦販売と30年間の維持管理業務の両方について設定されるか。また、債務負担行為の設定に関わる議会議決の時期はいつなのか。	債務負担行為については割賦料と維持管理料を一括で設定する予定です。議会の議決時期は、基本契約の締結までの期間の間に議決される予定です。
「その他」 - 16ページ、債務負担行為が承認されない時、事業は中止になるのですか。その場合、費用の補償はあるのでしょうか。	本事業に関する債務負担行為の設定が県議会において議決されることが、事業推進のためには必要と考えております。万一本要項に基づく事業が中止になった場合の措置については、検討中です。
債務負担行為として設定された額は、各支出年度の歳出予算において「義務的経費」として計上され、例えば財政構造改革による歳出の見直しや、財政再建団体指定による歳出の見直しの時にも減額されない性質のものと解してよいか。	債務負担行為は、将来にわたる債務を負担する行為であり、毎年の歳出予算に所用の支払額が予算計上されることになります。
債務負担行為が設定される本事業に必要な額とは、割賦料と維持管理料から構成されるという理解でよいか。さらに、割賦料、維持管理料はそれぞれ元金や費用のような固定部分と金利、物価に応じて変動する部分から構成されるが、変動部分についても債務負担行為が設定されるとの理解でよいか。	ご質問のとおりと考えております。

質問事項	回答
債務負担行為に関しては、毎年、予算の議決決裁	債務負担行為は、将来にわたる債務を負担
は必要なのか。その際に事業者の事業内容につい	する行為であり、毎年の歳出予算に所用の
て討議が行なわれることになるのか。	支払額が予算計上されることになります。

質問事項	回答
本件に関する長期債務負担行為が議会承認されない場合は、どのような手当が行われますか。	検討中です。

(2)事業者選定の流れ 優秀・佳作の選定

「提案の中から優秀提案を1、佳作提案を若干数 |応募者が1者の場合でも、審査により事業 選定する。」とありますが、提案書の提出者が1 社(又は1グループ)しかなかった場合、その企 業の提案が優秀提案となり優先交渉事業者となり 得るか。それとも、この方式による事業者選定は 中止となるのか。

者を選定します。

事業者の選定

「協議が整わない場合には、佳作提案者と協議を|たとえば支払方法や契約内容についての合 |行う場合もある。」との記述がありますが、協議 |意が得られない場合を想定しています。そ の整わない場合とはどのような状況か具体的にお 示し願います。たとえば、協議の過程で事業者側 が提案した資金計画について更なる割賦条件を事 業者側に求めることがあるのか。

の他、状況に応じた協議をさせていただき たいと考えております。

「事業者の選定」 - 「協議が整わない場合」と は、どのような場合が考えられるのでしょうか。 この時点で、12年7月に契約される基本契約は提 示されるのでしょうか。

たとえば支払い方法や契約内容についての 合意が得られない場合を想定しています。 また協議の段階で基本契約の案を提示する 予定です。

優秀提案を行なった応募者との協議が整わない場 合、佳作提案者との協議を行なう場合もあるとさ れているが、佳作提案者を事業者とした場合のス ケジュールは想定しているか。

契約のスケジュールは要項記載のとおりで あり、特に変更する予定はありません。

(3)応募条件 応募者

P.4-4(1)、(2)、P.20-10(7)維持管理 会社について、応募者に入っていないがなぜか。 事業会社は、「神奈川県競争入札参加資格者名 簿」の維持管理にかかる関連種目に登録していな くてもいいのか。維持管理にかかる協力会社も同一め、維持管理にかかる関連種目への登録は 様に登録していなくてもいいのか。特定目的会社│必要としておりません。 も同様か。

本事業にかかる資格審査については、県立 大学として県の提示する条件を満たした施 設整備を行う者が維持管理についてもその 実施に携わることが合理的と考えているた

主として「維持管理業務」を行なう者を応募者グ ループに加えることはよろしいか。

応募者の構成員としての資格を満たしてい なければ、構成員としては扱いません。

一者ですべてを兼ねることはできないのでしょう か?建物等を譲渡する者/事業会社と建物等を建 設する者/建設企業とが同一の会社でもよいか? また、建物等を建設する者/建設企業と建物等を 設計する者/設計企業が同一の会社であってもよ いのか?

ご質問のとおりと考えております。

質問事項	回答
各構成員の役割では事業者は事業会社、設計企業は事業者は事業会社、設計企業は事業を表されているが「建物等管理業務に関する基本契約」、「維持管理業務に関する付属契約」のののは事業はは事業はしては事業はしては事業はは、では事業はは、では、大きなのででは、大きなのに、は、大きなのに、は、大きなのに、は、大きなのに、は、大きなのに、は、大きなのに、は、大きなのに、は、大きなのに、は、大きなのに、は、大きなのに、は、大きなのに、は、大きなのに、は、大きなのに、は、大きなのに、は、大きなのに、は、大きなのに、は、大きなのに、は、大きないのに、は、いきないのに、は、は、いきないのでは、大きないのでは、いきないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、いきないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、いきないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、いきないのでは、大きないのでは、いきないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは	応募者の構成員としての資格を満たしていなければ、構成員としては扱いません。
「応募」 - 「同等の役割を担う能力を有するもの」とは、具体的にどのような者をさすのでしょうか。	建物等を譲渡する者、建物等を設計する者 及び建物等を建設する者の全ての資格を満 足し、担うことのできる者を指します。
「2者又は3者のグループ」の意味は建物譲渡、設計、建設のすべてを1者がやってはいけないという意味に解してよいか。この場合の「者」とは事業会社あるいは代表事業会社(複数の場合)となる1企業、建設企業あるいは建設幹事企業(複数の場合)となる1企業等と解したが、これでよいか	全ての業務を1者が行うことは可能です。 また、この場合の「者」とは、あくまで役割を示すものです。
応募者が単独(1者)で「事業会社」「設計企業」「建設企業」を兼ねることは可能かどうか。同等の役割を担う能力を有するものがどのような応募者を指すかについて可能であれば御教示ください。	全ての業務を1者が行うことは可能です。 また、この場合の「者」とは、あくまで役割を示すものです。
「これと同等の役割を担う能力を有する者」とは 応募者の構成員が株主となる特定目的会社のこと を示しているのか。ほかに具体的に想定があるの か	建物等を譲渡する者、建物等を設計する者及び建物等を建設する者の全ての資格を満足し、担うことのできる者を指します。
提案書提出までに構成員の追加は可能ですか。	応募者の構成員の変更はやむを得ない事情が生じた場合を除いて不可とします。
出資者は事業者の構成員でなければならないか。	出資者が事業者の構成員である必要は必ずしもありません。
辞退者が他の応募者の構成員になることは可能か。 (1) に「応募を含むそれ以降の提案に係る諸	応募者の構成員の変更はやむを得ない事情が生じた場合を除いて不可とします。 ご質問のとおりと考えております。
手続き」とありますが、これは参加表明提出以降 と理解してよろしいですか。	

応募者の資格

割賦販売業者以外の企業が「建物等を譲渡する	「建物等を譲渡する者」に関する応募者の
者」となってもよろしいでしょうか。	資格を満たしていれば可能です。

質問事項	回答
神奈川県競争入札参加資格の経営指標が「B」ランクの場合でも、今回の入札においては、経営指標を審査対象とせず、審査減点の対象とならないということでよいか	資格確認においてはご質問のとおりと考え ております。
構成員すべてが「神奈川県競争入札参加資格者名 簿」の関連種目に登録していることが必要、と解 してよいか	ご質問のとおりと考えております。
応募者の構成員になろうとするものは、神奈川県 競争入札参加資格認定が必要と記載されています が、一級建築士事務所の登録を行っている建設会 社が、設計事務所と設計」Vを組んで応募する場 合(設計幹事企業ではない)も、上記神奈川県競 争入札参加資格認定が必要でしょうか。	必要となります。
応募者の構成員の資格要件として、「設計企業」においては一般的に直接入札に参加することがないため「神奈川県競争入札参加資格名簿」に登録していない場合が多いが、今回の入札において当該入札名簿に登録する必要があるかどうか	登録する必要があります。

応募資格の制限

資格がないとされるか。例として以下の ~ の場合について指示してほしい。 12/7の資格確認日に指名停止期間でなければよいか。 12/5まで指名停止期間であった場合、12/6に応募資格を満たしているとして、参加表明することができるのか。 12/7の資格確認日以降に指名停止処分を受けた	ご質問のとおりです。
場合、応募資格を失うことになるのか。 本募集要項で定められている本事業について事務 局と協力者以外の本事業に係わった者についての 定義を可能であれば御教示いただきたい。	本事業の審査に関わる者を想定しています。

応募に関する留意事項

「やむを得ない事情が生じた場合は県と協議を行う」にあるやむを得ない事情とはどのようなこと を想定しているか	例えば、応募中に構成員が指名停止等の理 由により応募者の構成員の資格を失った場 合などを想定しています。
応募者の構成員の変更は認めないと記述されているが、複数の企業が事業会社等を構成している場合、県との諸手続きを行うことになっている代表事業会社が県の指名停止などやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は他の構成員により代表者の変更は可能か	ご質問のとおりと考えております。
事業者に選定された後、選定事業者の構成員たる、事業会社、設計企業、建設企業のそれぞれに つき、メンバーを追加することは可能か	基本協定の相手方としての追加は想定しておりません。

質問事項	回答
提出した提案が優秀提案書となった場合、資金計画表の出資及び借入れの計画の変更は可能か。また、可能な場合、いつの時点で可能となるか。	原則として変更は不可ですが、協議による 変更はあり得ます。

質問事項	回答
実施設計段階での県との協議結果による設計図書の変更は、本規定の対象外としてよろしいか。	ご質問のとおりです。

応募手続	
提案書の資金計画書に融資先を明記するように なっていますが、この融資先は他の応募者への融 資先、ないし応募者と重複してもよろしいので しょうか。	ご質問のとおりと考えております。
参加表明若しくは提案書提出者の公表はあるか。 あるとすればいつ頃か。	実施スケジュールに即し必要に応じた公表 をすることを考えております。
本文からは、応募者の資格があれば必ず提案要請 書の通知が来ると読みとれるが、それでよいか。	参加表明を行った応募者に対して資格が確 認できれば提案要請をいたします。
要求図書(提出書類)以外の提案資料を追加して もよいですか?	本要項の中で提出することになっているも の以外の資料は、審査の対象外です。
融資等に関しては、その裏付けとなる書類等の添 付の必要はあるでしょうか。	提案時には、本要項で指定のある資料以外 の提出の必要はないものと考えておりま す。
「グループ構成表」 - グループ名をつけてよいのでしょうか。例えば、「○○グループ」というグループ名でグループ構成表を提出してよいでしょうか。(ただし、事業会社、設計企業、建設企業の名称ではない名称)	記載していただいても結構ですが、本要項に示す要項の記載事項については必ず記載 して下さい。
環境配慮計画書の様式27の現況生態系・交通計 画等に関する資料等は、提示してもらえるのか。	県から提示する予定はありません。必要に 応じて調査してください。
提出書類中、上記決算書類を最近4期分提出する とあるが、平成10年に合併しているが、合併以 前のものも提出するのか。	合併以前のものについては、合併前の会社 両社についてのものをご提出下さい。
周辺道路の交通量調査資料、また、交通混雑、渋 滞緩和方策等の計画資料等があればご掲示願いた い	県から提示する予定はありません。必要に 応じて調査してください。
様式27の環境配慮計画書の環境把握については、各社の調査によると考えてよいか。また、調査内容の表現、まとめ方について、様式で制限されるものはあるか。	必要に応じて調査してください。様式に 従って記載していただければ結構です。
応募者への回答は個別に行われるのでしょうか、 それとも公表されるのでしょうか。	要項にお示しした場所において、配布いた します。
第1回目及び第2回目の質疑受付、回答の日程が 記されていますが、第2回目の質疑受付11月1 0日以降は一切質疑は不可でしょうか。	不可といたします。

質問事項	回答
	特にペナルティーは考えておりませんが、 提案辞退届の速やかな提出をお願いいたし ます。

質問事項	回答
他の応募者の質問に対する回答書についても本募	ご質問のとおりです。
集要項と同等の効力をもつを解してよいか。ま	
た、その場合は、他の応募者に対する回答も開示	
するのか	

(4)審査及び審査結果の通知 審査

審査委員会のメンバーの公表はあるか。あるとすればいつ頃か。	審査委員については、公表予定ですが時期 は未定です。
「審査」 - 「事業・資金」、「技術」及び「維持 管理」において何が最も重視されるのか?	要項で示したとおり「事業・資金」、「技術」及び「維持管理」を総合的に審査します。
審査基準は事前に公表されないのか。仕様を満たしていさえすれば、最も総事業費が低い提案が評価されるのか。建設費の上限値以下に収まっていれば、より優れた提案が評価されるのか。	要項で示したとおり「事業・資金」、「技術」及び「維持管理」を総合的に審査します。
文中「より優れた提案」とありますがもう少し具体的にどのような項目を重視するかご提示いただけますか。	機能、性能が県の提示条件等より優れているものを想定しています。
ヒアリングを行う場合は、いつごろどのような内容のプレゼンテーションが予想されるか。(参加人数、ビデオの使用の有無など)	ヒアリングの実施については検討中です。

審査結果の通知及び公表

「審査結果の通知および公表」 - 審査過程は透明性、説明義務の観点から審査結果公表後には公表されるべきであると思うが公表されるのか?	審査結果は公表しますが、公表の方法、範 囲等については検討中です。
「審査結果の通知及び公表」 - 審査結果を講評としてまとめて発表するとあるが、個別のグループのスプレッド、スキーム等の提案内容は全て公表されるのか?	審査結果は公表しますが、公表の方法、範囲等については検討中です。
事業者選定後、各社の提案書は落選者の分も含め てすべて公表されるのか	審査結果は公表しますが、公表の方法、範囲等については検討中です。
提案には、企業秘密も含まれている場合があり、 公表に関し事前に応募者に了解をとってもらえる か。	審査結果は公表しますが、公表の方法、範囲等については検討中です。

質問事項	回答
審査結果を講評としてまとめ公表する。とあるが、優秀提案、佳作提案の内容についてはすべて公表するのか。特に事業・資金提案書の(a)費用等積算表(b)資金計画表(c)提案スプレッド(d)長期収支計画表(e)30年間償還表、維持管理提案書の(a)維持管理内容説明書(b)維持管理料見積書(c)長期修繕計画書は公表されるのか。	審査結果は公表しますが、公表の方法、範囲等については検討中です。

(5)提示条件 事業・資金

事業・貸金	
6 (1) 建物完成と、備品等の搬入・据付の時期についての計画等があれば御指示下さい。	基本的には、本要項に記載のとおり建物引渡を平成15年1月末日までとしており、その後、開学までに必要な備品等(本要項の業務範囲の工事を伴う備品を除く)の搬入・据え付けを行う予定です。
5年毎の元利均等払いを想定する場合の金利の算出方法は、募集要項11ページ「6提示条件(1)事業・資金 割賦料の支払 ウ割賦金利」で定められている割賦金利を適用するとの理解でよいか。また、元利均等払い開始前の発生利息の算出方法を教えてもらいたい。	金利の算出方法については、募集要項11 ページ記載の割賦金利を適用して下さい。 元利均等払い開始前の発生利息の算出方法 については、募集要項2ページ「(6)割賦料 の支払い」における「 元金相当費用」総 額に対する平成15年2月1日より同年3月末 日までの割賦金利を365日の日割り計算に よって算出して下さい。
基準金利の計算開始時点は平成15年4月1日となっているが、平成15年1月末日引き渡しから同年3月末日までの期間の基準金利適用日はいつの時点の金利を適用するのか	事業者決定後の基準金利の適用日等については、契約案の中で考え方をお示しする予定です。
スプレッドは、期間毎に異なるスプレッドを提示することも可能という理解でよいか。 (ステップアップ方式等)	スプレッドについては全期間同一という前 提でご提示ください。本要項の提示条件に 従った提案をした上で別途いただくことは かまいませんが、審査の対象は提示条件に 従った提案です。
基準金利の、 決定時期、 決定根拠、 決定者 を教えて下さい。	提案時には、本要項等の記載に従って提案 書を作成してください。事業者決定後の基 準金利の適用日等については、契約書案の 中で考え方をお示しする予定です。
基準金利である、6ヶ月LIBORベース金利スワップレートは、利息後払いベースという理解でよいか。	基本的にはそのように理解してもらって結構です。詳細については契約時に定めます。
基準金利のスワップ期間は、5年一括ではなく、 実際のキャッシュフローに対応する期間として欲 しい。	提案時には、本要項等の記載に従って提案書を作成してください。なお、スワップレートはあくまでも支払金利を決定する上での基準金利として理解して下さい。
基準金利は5年物のスワップレート/6ヶ月LIBORベースのうち6分の1をアモチ付/残価なし、残額を一括物/残価付とする基準金利を加重平均する方法で良いのか。また募集要項22ページ記載の償還表の基準金利にもこの計算方法を適用するものと考えて良いか。	算出対象となる金額全額について一律の基準金利を適用してください。償還表の基準金利についても同様です。

た 明 車 で	同學
質問事項	回答
30年間で建物譲渡代金を割賦で支払うことになっ	税・会計上は、基本的には延払基準に適合
ており、かつ5年毎に支払金額が金利要因により	するものと考えられますが、実際の取扱い
変動する形態は、税・会計上の割賦基準に適合し	については、個別要因等もあるかと思われ
ているか。	ますので、各事業会社専属の会計士等にご
	確認下さい。
金利固定は5年間とありますが、長期ローンによ	金利固定期間は5年間という前提でご提示
り安定化させることも県にとってはメリットにな	ください。なお、審査の対象は提示条件に
ることもあるかと思います。5年固定以外の提案	従った提案ですが、固定期間5年以上の場
も可能ですか。	一合の提案を別途いただくことは可能です。
で可能ですが。	ロの従来で別述いたにくことは可能です。
6ヶ月LIBORベース5年物(円-円)金利ス	午前10時に共同通信社より発表されるTOKYO
ワップレートを特定するのはどのような方法か。	SWAP REFERENCE RATE (TSR)の中値としま
	す。
割賦の基準金利は誰の提示するスワップレート	午前10時に共同通信社より発表されるTOKYO
か。客観的指標があるか。それともこれも提案に	SWAP REFERENCE RATE (TSR)の中値としま
含めるのか。	す。
	, °
	 募集要項に記載のとおりです。
基準金利の変動に伴い、県よりの割賦金も改定し	夯朱女以に記戦のこのりじり。
てもらえるのか。(5年ごとに割賦金も見直しし	
てくれるのか)	
スプレッドは5年毎の見直しが可能ですか。	原則としてご質問のような見直しは考えて
	おりません。
	T T T T T T T T T T
スワップレートに対する提案スプレッドの記入欄	本要項の中で記載することになっているも
は1つとなっているが、当該スプレッドは30年間	の以外の記載は、審査の対象外です。協議
一定である必要があるのか。例えば、建設期間と	の対象については契約案でお示しする予定
維持・管理期間で差をつけることは可能か。	です。
募集要項11 P「 6 提示条件(1)事業· 資金 協議事	
項」で述べられている県と事業会社による協議の	
対象として将来的に変更する可能性があるという	
理解でよいか。	
債権譲渡に対する県の承認は、支払先の限定条件	募集要項の記載のとおりです。 無条件では
を除き無条件に行われ、かつ複数回の譲渡も可能	ありません。また、複数回の譲渡も「県の
	ありよせん。よた、複数回の譲渡も「宗の 承認を得た上で…」の条項を適用すること
<i>ኮ</i> '。	
	とし、禁止はしておりません。
債権への担保設定に対する、県の承認は無条件に	募集要項の記載のとおりです。無条件では
行われるのか。	ありません。
事業会社から割賦債権を譲り受けた者が(県の承	募集要項の記載のとおりです。無条件では
認を得て) さらに他の者に当該債権を譲渡するこ	ありません。また、複数回の譲渡も「県の
とは可能か	承認を得た上で…」の条項を適用すること
	とし、禁止はしておりません。
ー 事業会社が割賦販売契約のみを第三者に譲渡した	現在のところ割賦販売契約のみの債権譲渡
場合、当該第三者に対して、「一方、県は事業者	は想定しておりません。
に経営破綻の懸念が生じたとき…」の条項は適用	
されないか。	
割賦債権を分割して譲渡することは可能か。	現在のところ割賦販売契約のみの債権譲渡
	は想定しておりません。
事業会社の契約上の地位を譲渡し、又はこれに担	募集要項の記載のとおりです。無条件では
保を設定することは可能であると考えてよいか。	ありません。
	0.786100

質問事項	回答
債権の譲渡又は担保設定に関し、「基本協定」も しくは「建物等の販売及び維持管理に関する基本 協定」締結時に県から事業会社に対し包括的な承 認は特段の事情がない限り、付与されると考えて よいか。	募集要項の記載のとおり、債権譲渡、担保 設定に際し、県の承認が必要です。
債権への担保設定については、質権、譲渡担保 (債権譲渡)、代理受領、振込指定いずれの方法 も可能と解してよいか。	検討中です。
「県の指定するものへの債権が譲渡」された場合、事業会社にはどの様な補償措置がなされるのか。また「経営破綻の懸念」はどのような状況を指すのか。	補償措置の具体的内容については、契約締結時に定めることとします。「経営破綻の懸念」については県へのサービス提供が困難となる状況に陥った場合を指します。
「債権の取り扱い」 - 債権の担保設定可能としているが、「譲渡担保」のことと認識してよいか?	ご指摘のとおりの取扱いで結構ですが、方 法等については検討中です。
「建物等の販売及び維持管理に関する基本契約」 及び「建物等割賦販売に関する付属契約」から切 り離して、割賦債権に担保の設定が可能か。	現在のところ、割賦及び維持管理についての担保設定は、一体のものとして行って下さい。
ア割賦債権を県の承認を得た上で譲渡することができるとあるが、県が承認する譲渡先の資格要件は何か。又、譲渡先を複数とすることは可能か。	県が承認しない譲渡先として、反社会的な 団体等が考えられますが、詳細については 契約案の中で考え方をお示しする予定で す。
債権の譲渡や譲渡担保設定における譲渡先の条件 を提示してほしい。	県が承認しない譲渡先として、反社会的な 団体等が考えられますが、詳細については 契約案の中で考え方をお示しする予定で す。
「所有権の移転後は、県の承認を得た上で債権を譲渡することができる。」とありますが、承認を得る条件のガイドラインを示して欲しい。例えば、譲渡先が「神奈川県入札参加資格者名簿」の関連項目に登録していれば無条件に承認されるのか。	県が承認しない譲渡先として、反社会的な 団体等が考えられますが、詳細については 契約案の中で考え方をお示しする予定で す。
割賦債権譲渡が「県の承認」で可能となっていますが承認の基準は何ですか。排除される可能性があるのはどういうケースですか。非居住者は排除されますか。	県が承認しない譲渡先として、反社会的な 団体等が考えられますが、詳細については 契約案の中で考え方をお示しする予定で す。
「県の指定するもの」とは具体的に何を指すのか 県は、割賦債権の証券化のための、債権譲渡を認 める可能性があるか。	契約案の中で考え方をお示しする予定です。 証券化を制限するものではありません。た だし、譲渡の際の条件については、募集要 項の記載のとおりです。
事業者に経営破綻の懸念が生じた時に債権譲渡の権利を留保するとしているが、既に譲渡した債権は不問ということでよいか。 瑕疵担保責任は債権譲受者ではなく、事業者にのみ遡及することでよいか。 債権譲渡にあたっては、県の異議なき承諾が得られるのか(相殺債権債務等への対応)。 管理費用債権(将来債権を含む)も譲渡することが可能か。 割賦債権は県債とクロスデフォルトの関係にあるのか。	債権譲渡は割賦部分と維持管理部分を一体として行うことを前提としており、経営破綻の懸念が生じた場合の県の指定する者への債権譲渡の権利は、当初事業者から譲り受けた債権譲渡先にもおよびます。 検討中です。 検討中です。 の回答のとおり、債権譲渡に当たっては割賦債権と一体として扱って下さい。

質問事項	回答
譲渡先が一ヶ所に限定されているが、事業契約の 割賦部分を債権流動化の特定目的会社(SPC)に 譲渡し、SPCが不特定多数から資金調達する、と いう手法は認められると考えて良いか。	現在のところ、割賦及び維持管理については基本的には一体のものと考えており、割 賦部分だけの譲渡については想定しており ません。
事業者の「経営破綻の懸念」時、県が債権譲渡を 強制することができるようになっているが、「経 営破綻の懸念」の客観的定義は何か。また、この 時維持管理はどうなるか。	「経営破綻の懸念」については県へのサービス提供が困難となる状況に陥った場合を指します。また、そのような場合には維持管理業務についても債権譲渡先へ変更することとなります。
建物及び資材等に担保権を設定してはならないとあるが、建物工事期間中の借地の権利はどう保全されるのか。	工事期間中の建設予定地の確保については、県と地権者(横須賀市)との間で事業者に支障の無いよう対処する予定です。
契約期間(30年)の内で事業者が有する債権(又は契約上の地位)について、10年ごとにプットオプション又はコールオプションを行使できるスキームにすることが可能か。	30年間の長期契約を前提としています。本 要項の提示条件に従った提案をした上で別 途いただくことはかまいませんが、審査の 対象は提示条件に従った提案です。
「協議事項」 - 協議事項とは具体的に何を示しますか。また10年毎以外には協議をしない意味ですか。	契約案の中で考え方をお示しする予定です。
「協議事項」 - 10年毎の協議において、協議がまとまらないときはどうするのか?	原則として協議前と同一の内容が継続する ものと考えておりますが、詳細については 契約案の中で考え方をお示しする予定で す。
「協議事項」 - 協議事項として「10年毎または経済状況等の変化に応じ、協議可能とあるが、経済情勢・金融情勢によってはスプレッドを変更可能と認識してよいか?	契約案の中で考え方をお示しする予定です。
「協議」の対象には割賦期間や基準金利が含まれると解してよいか。例えば割賦期間中に基準金利が廃止された場合はその時点で「協議」すると解してよいか	契約案の中で考え方をお示しする予定です。
県と事業会社による協議事項が行われる場合として、「経済状況等の変化」とあるが、具体的にはどの様な場合を想定されているのか。協議が行なわれるのは、県もしくは事業会社の双方の事由に基づいて行なわれるのか。また、協議をして合意されなかった場合は、どのようになるのか。事業会社が債権譲渡を行なった場合、県が債権譲受先と協議することもありえるのか。	契約書案の中で考え方をお示しする予定です。原則として協議前と同一の内容が継続するものと考えておりますが、詳細については契約案の中で考え方をお示しする予定です。
「10年毎または経済状況等の変化に応じ、県と事業会社による協議を行うことができる」とありますが、この経済状況等とは日本経済のそれを指すのか、それとも県の財政事業を言うのか、お答えください。	契約案の中で考え方をお示しする予定です。
6 (1) で規定されている協議は「事業会社」の権利か。例えば10年目以降のスプレッドを県と協議し、合意に達しない場合は県が割賦の残存価格をバルーンで支払い、事業会社を、割賦部分だけ、排除するというような契約は可能か。	「事業会社」及び県双方より協議を提案できるという趣旨です。契約案の中で考え方をお示しする予定です。また、現在のところ割賦及び維持管理については基本的には一体のものであり、割賦部分だけの排除という形は考えておりません。

質問事項	回答
協議の内容には、スプレッドの見直し、事業会社の交替なども含まれていると考えて良いのか。また、協議は県・事業会社のいずれかからも申し入れることができ、相手方はこれに応じる義務が生じるものと理解してよいのか。	

技術	
6(2) 工設計G.L.はT.P.3mとなっていますが、大学施設の設計G.L.をこの高さに定めて敷地造成を行うと理解してもよろしいでしょうか。	G . L . はT . P . 3 mを予定しております。
対象地の容積率300%はできるだけ消化したほうが望ましいのか	延べ床面積の条件は提示しています。
当計画地周辺の業務施設地区、複合住宅地区、共同住宅地区等の具体的な施設整備構想・計画があればご教示願いたい	設計・建設条件に示す海辺ニュータウン地区地区計画(抜粋)の他、必要に応じて資料を収集してください。
「防災に配慮…」について、周辺住民等への備蓄 <u>倉庫等は考慮する必要があるか。</u>	想定しておりません。
応できる設計に関して、18ページ その他ウの 県が別途発注する第三者の行う設計・施工及び備 品の搬入(情報システムを含む)作業とのかかわ りにより、設計理念が著しく変わる可能性があり ますが、LANや高度情報化の容量に関する方針 等を教えて欲しい。	検討中です。
6 (2) (ウ)頂いた資料以外で海辺ニュータウンの計画に関する資料(例/樹種の選定など)があれば御提示下さい。	必要に応じて資料を収集してください。
大学施設に地域防災拠点機能を備えることを考えているか	想定しておりません。
大学施設及び施設周辺地区に対する地元住民等からの要望事項があればお示し下さい	現時点で要望は受けておりません。
「当該地の地区計画や海辺ニュータウンの計画構成」については、「資料 設計・建設条件」に示される範囲について配慮すればよろしいか。	お示しした資料は県で収集できたもののみです。必要に応じて資料を収集してください。
「人材育成研究センター」等の大学附置機関や大学院の将来増設予定地を計画地内で確保する必要がありますか。その場合、どの程度の規模想定でしょうか。	大学附置機関については別地に建設予定で す。大学院については未定です。
機能を付与することを考慮するか否か教えて下さい。機能付与を行う場合、本設計・維持管理計画に計上するか否か教えて下さい。計上すべき場合は、拠点圏域の範囲、圏域の計画人口・世帯数、周辺地域の地域防災計画に関する情報を教えて下さい。	想定しておりません。
講堂を含め、学外開放に供する施設と開放時間についての方針を教えて下さい。	施設については要項記載のとおりです。主に学会、公開講座を想定しておりますので、時間は特定できません。

質問事項	回答
計画要件、ウ施設要件、「原則として地下階を設	日日
けないこと」と有りますが、この背景とあるの	すること、残土処分の量を減らすこと等が
は、地下水位が高いことと理解して宜しいでしょ	学げられます。
うか。	手17 51 t & y 。
6 - (2) - アの外来者への公開利用は講堂	
のみと考えて宜しいでしょうか。また、料金徴収	
	以は削旋としていません。
を前提と考えてよろしいでしょうか。 配置・外構計画について、事前に交通処理計画	未協議です。
正直・外横計画について、事前に交通処理計画 上、県警・道路管理者等と協議を行っている場	不励哉です。
合、制限事項等の示唆があれば教えてください イナたちの禁止・一方通行・渋滞のれるれれるほ	
【(右左折の禁止・一方通行・渋滞のおそれから迂 図8の整備等)、 また、同様に、駐車提会数につ	
回路の整備等)。また、同様に、駐車場台数につ	
いても附置義務駐車場以外に警察等からの指導事	
項があるのなら教えてください。	
「床面積に応じて横須賀市の建築物駐車施設条例	使用者別の台数は未想定です。敷地内での
に定める台数」に従うと、建物総面積上限 = 4	駐車台数についてはあくまで建築物駐車施
0,000㎡の場合でも、134台であり、教職	設条例に定める台数の確保を最低条件とし
員・外来者と学生用の合計としては不足すると考える。	ます。
えられます。この場合、学生用の駐車場は敷地内	
に設ける必要はないと解釈してよいでしょうか?	
学生用駐車場を内包、あるいは新たに設ける必要	
がある場合、教職員用・学生用それぞれの台数を	
教えて下さい。	相中レスものナルノ
	想定しておりません。
<u>資料があればご掲示願いたい。</u>	표면 많아 IV IV IV IV
「免震構造について地振動レベル」が表で記述さ	要項どおりとします。
れていますが、通常上部構造、基礎構造のレベル	
2、耐震余裕度は下記のレベルで設計する例が多	
い状況です。要綱通りのレベルでよいかご回答願	
います。	
(地振動レベル) レベル1 レベル2 地震余裕度	
L部構造 A B C □ 基礎構造 A A B B □	
をW併足 ハ ハ D	
入力地震動に特別な指定はありますか?	有りません。
実験実習部門を含む建物以外の建物に免震構造を	表記基準の重要度係数が1.25と設定し
採用し、「官公庁施設の総合耐震計画規準」の重	た内容以上の能力が得られる設計で、コス
要度割増係数を1.0にして設計してもよいです	ト的にも遜色のない内容であれば、支障あ
か。その場合、免震構造のクライテリアは設計者	りません。
が設定してよろしいですか。	
ランニングコスト、LCCの面で合理的な施設・	類似大学を参考にご検討ください。
設備構成を検討し、また光熱水費を含む維持管理	
費を試算するために下記の情報ないし方針を開示	
して欲しい。大学運営に関する事項、大学年間行	
事予定(学期構成・試験期間・休暇期間など)、	
時間割時限設定(授業曜日・時限時刻)、図書	
館、情報系諸室、食堂など厚生施設の開館・営業	
時間、カリキュラムに関する事項、学科・学年・	
学期別標準時間割(時限別学内滞在人口の目	
安)、隣地実習に出る学生の発生頻度(学期・	
月・曜日・時限別人数)、卒業研究を課す学科	
(研究目的の学生滞在時間の目安)、各実験室・	
実習室の使用時期と時間数	

質問事項	回答
施設規模、イニシャルコスト、ランニングコストの合理化のために、下記のような実験・実習室については、要求仕様とカリキュラム上の調整の可否から統合・共用化の工夫の余地があると思われる。共用化の可否、実験室・実習室毎の使用予定時期と時間数についての情報を開示していただきたい。調理・給食系実験室、行動観察系実習・演習室、生理学系実験・実習室	諸室関係資料を参考にご検討ください。
設計対象人員1200名の、各学部別の男女比及 び学生・教職員・事務職員の内訳について想定が あれば提示して欲しい。	学生は880名以外にも若干の編入学者等を想定しています。学部全体の男女比については3:7を想定していますが、学科別の男女比については想定していません。
要項・資料等から、学内人口総計 = 1200人 (設計対象人口)、学生の収容定員 = 880人 (入学定員×4学年)、専任教員数(最大) = 9 0人(諸室資料の研究室数)、と読みとれるが、 諸室の構成・配置計画及び維持管理費算出のため に、属性別の人口(員数)の想定を教えて下さい。特に、学生の編入学定員・編入学年、学科別 の専任教員数・技官数、部門別職員数(組織構 成・執務グループ別員数)	学生は880名以外にも若干の編入学者等 を想定しています。
「建設費の上限額を180億円とする。」と記述されていますが、評価の対象外となる下限価格の設定はあるか。	設定しておりません。
オ 建設費の上限額180億円とありますが、このうちエの工事に伴う備品整備費とは、具体的に何をさしますか?	諸室関係資料の他、別冊で配付する、備品リスト(工事を伴う備品)及びAV機器等リストを参考にご検討ください。なお、様式23の備考欄を利用して、本備品リストと異なるものがある場合は、当該備品名とその理由を付記してください。
設備要件について、情報工事関係のシステムに関する、県または市の上位計画があればご掲示いた だきたい	県には「行政情報化プログラム」があります。市には「横須賀情報フロンティアプラン」があります。
6(2) 「地球環境問題に十分配慮し」と書かれていますが、神奈川県の示す「環境配慮型公共施設設計指針(1994.3)に基づく設計を御考えですか。御指示ください。	「環境配慮型公共施設設計指針」は設計条件としていませんが地球環境問題に十分配慮した計画としてください。
建設費の上限額「180億円」には消費税が含まれると解してよいか	ご質問のとおりです。
建設費上限額180億円の根拠はなんですか。	参考資料にお示しした条件に基づいて建設した場合を概算で想定した額です。
維持管理	I
修繕については随意契約で行うのか。	基本契約・付属契約書の中で、別途契約の

修繕については随意契約で行うのか。	基本契約・付属契約書の中で、別途契約の 規定を設けておいて、それを根拠に契約す
	ることになります。

近 明 审 TG	同學
質問事項 維持管理に関して、設備保守管理は別途業務とは全て分離した計画にするのか。その場合東電等公益事業体からの引き込み関係も別にできる約束事ができているのか。 清掃業務・保安警備業務の範囲は、別途業務範囲も含めたものと考えてよいか。 維持管理の業務内容に関して、清掃・警備等が列挙されておりますが、その他、大学運営において民間事業者においても可能と思われる提案(食堂・図書館等の運営業務)は可能でしょうか。この点については、コンソーシアムにも影響いたし	回答 保健・医療・福祉関連機器及び情報関連機器は整備・維持管理の対象外としております。しかし、設計・施工段階ではこれらの機器が正常に機能するようにしてください。別の引き込みは考慮しておりませんし、東電等との協議も行っておりません。ご質問のとおりです。 本要項の提示条件に従った提案をした上で別途いただくことはかまいませんが、提示した以外の業務については、審査の対象外です。
ますし、施設計画にも関係くると思われますので、ご回答の程お願い致します。 食堂の運営は将来本事業会社に委託する予定でしょうか。	本要項の提示条件に従った提案をした上で 別途いただくことはかまいませんが、提示 した以外の業務については、審査の対象外
「機能維持のための修繕」と「修繕」の違いは何か。 建設大臣官房官庁営繕部監修の建設改修設計指針によると、修繕は「劣化した部位・部分あるいは機器の性能・機能を原状(初期の水準)あるいは、実用上支障のない状態にまでに回復させるいる。とで表されている。ならに、などはないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは、このではないのでは、このではないのでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こ	です。 「機能維持のための修繕」と「修繕」は同義語として使用しており、意味の違いはありません。修繕(機能維持のための修繕)の定義は、お見込みのとおりです。なお、全ての修繕(機能維持のための修繕)は提案された長期修繕計画に基づく「維持管理業務に関する付属契約」の一部として別途契約します。
「業務内容」・修繕について別途締結される契約は、県と事業会社の間で締結されると考えてよろ しいでしょうか。 機能維持のための修繕の具体的な範囲は。	ご質問のとおりです。 修繕の定義は「劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を現状(初期の水準)又は実用上支障のない状態まで回復させること。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取り替え等は除く」であり、一切の修繕を含みます。
「修繕については、提案にもとづき別途契約することとする」とあるが、これは、維持管理開始後、修繕の必要が生じた時点でその都度契約するという意味か。ここでいう修繕とは、長期修繕計画書に記載する修繕と理解してよいか。 「業務の委託」・第三者とは、複数も可能と理解してよろしいでしょうか。また、「県に報告」とは、承認許可ではないと理解してよろしいでしょうか。	で質問のとおりです。 で質問のとおりです。 複数でも可能です。許可ではありません。 詳細は、契約案のなかでお示しします。

質問事項	回答
「業務の委託」 - 業務の委託先については事業会 社側で信頼にたる委託先と認識すれば特段の制約 はないと認識してよいか?	原則としてご質問のとおりです。詳細は、 契約案のなかでお示しします。
「あらかじめ県に報告の上、第3者に委託することができる」とあるが、報告は、応募の段階で報告するのか、基本契約の付属契約締結時にするのか、維持管理開始を開始する一定期間前にするのか。	報告は応募の段階では必要ありません。報告の時期は契約案でお示しします。
「業務の一部又は全部を、あらかじめ県に報告の上、第三者に委託することができる」とありますが、第三者とは、構成員以外と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
維持管理業務を第三者に委託する場合、第三者で ある維持管理会社は県への登録は必要か。	検討中です。
県は、どのように「提供される維持管理業務の サービスを確認するため、定期的なモニタリン グ」を行うのか。その判断基準はどのようなもの か。また、その際の維持管理料の取扱いについて 応募者が自発的に提案を盛込まなければならない のか。	契約案で提示します。

特定目的会社等の活用

特定目的会社等の活用	
事業者決定後にSPCを設立して当該SPCが事業者となることは可能か。	ご質問のとおりと考えております。
実際の事業会社を新たに設立する特別目的会社 (SPC)としたい場合、いつまでにSPCを設 立する必要があるか。時期とその具体的な理由 (提出書類上の問題、契約締結者の名義の問題	特定目的会社の設立時期は基本協定の締結 以降であれば可能とします。条件設定の有 無及びその内容については検討中です。
等)を教えて下さい。 実際の事業会社を新たに設立する特別目的会社 (SPC)としたい場合、SPCに出資する会社 はすべて事業会社として参加表明する必要がある か。	必ずしも必要ではありませんが、出資者の 条件等については、検討中です。
「特別目的会社等の活用」- 基本契約を締結する SPCの主な出資者は事業会社とする予定である が、応募者以外の者も出資することは可能と認識 してよいか?	応募者以外の出資も可能と考えますが、出 資者の条件等については検討中です。
SPCに関する条件(資本金額、参加表明した事業会社の出資割合等)はあるか。	条件設定の有無およびその内容について、 検討中です。
特定目的会社等とは、「特定目的会社による特定 資産の流動化に関する法律(spc法)」に基づ いて設立されたものに限定されるのか。あるいは 商法上の株式会社、有限会社でもよいのか	特に限定しておりません。
事業期間中にSPCの決算の開示義務はあるのか。	求める可能性もあります。
事業期間中におけるSPCの株主構成の変更・会社の売却は可能か。	株主構成の変更については、禁止はしませんが、無条件ではありません。条件については検討中です。また、会社の売却については、SPCから更に債権譲渡を行うという意味であれば、6(1) の規定を適用し、県の承認を得て可能となります。

5500 # + T	
質問事項	回答
「特定目的会社(SPC)の位置づけについて」・特定目的会社(SPC)を設立し、要項の中で言われる「事業会社」として位置づける場合、19ページの8の「契約に関する事項」については、基本協定は神奈川県様が「事業会社(=応募時の事業会社)」「建設企業」「設計企業」それぞれと(或いは連名で)締結する。建物等の販売及び維持管理に関する基本契約、建物等割賦販売に関する付属契約及び維持管理業務に関する付属契約及び維持管理業務に関する付属契約及び維持管理業務に関する付属契約及び維持管理業務に関する付属契約及び維持管理業務に関する付属契約及び維持管理業務に関する付属契約と「事業会社(=SPC)」とが締結する。との理解でよろしいでしょうか。	基本的にはこ質問のとおりです。
「特別目的会社等の活用」- SPCの設立がスケジュール的に間に合わない場合には、基本契約を提案時の事業会社が締結し、その後、基本契約をSPCに引き継ぐことが可能と認識してよいか?	ご質問のとおりと考えております。
事業主体は海外のSPCや海外のSPCの日本支社・営業所、海外のSPCの出資する日本国内のSPCでも可能か。	検討中です。
「特定目的会社等を設立することの可能とする」とあり、参加表明時の必要書類であるグループ構成表の様式の脚注4に、「特定目的会社の設立により事業を予定している場合は、その旨を備考欄に…」との記述があるが、この参加表明時に「特定目的会社設立予定なし」と書いておいて、事業者に選定された後、特的目的会社方式を採用することに変更することは可能か。逆に特定目的会社設立予定を書いておいて、選定された後、採用を取りやめることは可能か	提案提出以降の変更は原則としてないもの として考えております。
特定目的会社等とあるが、「等」とは具体的に何か。	SPC法に基づくSPCに限定しないとい う意味で使用したものです。
事業全体について、神奈川県 - SPC - 金融機関というスキームは可能か。SPCの登録時期はどの時点か。	前者については県がSPCと契約し、SPCが金融機関から資金を調達するという意味であれば、可能です。後者は基本協定以降であれば、時期の特定はしておりません。

質問事項	回答
特定目的会社等を設立することも可能とあるが、 特定目的会社等を設立しない場合は、維持管理業 務における契約は県と事業会社(建物等を譲渡す る者)で行うとして解釈してよいか。	ご質問のとおりです。

県と事業者との責任分担

県と事業者との責任分担	
建物引渡し後の維持管理・修繕・設備更新等(長期修繕計画に基づくものも含む)については県側の負担と認識してよいか。また、民間側は瑕疵担保についてのみ責任を負うと認識してよいか。	維持管理業務については、「維持管理業務 に関する付属契約」に基づき事業者が提供 するサービスに対して、県はその対価を支 払います。事業者は建築物に対する瑕疵担 保責任のみならず、継続的に提供される サービスに対しても責任を負っていただき ます。
維持管理費用の市場価格の変動によるリスクを県が負担するということは、一般的な物価上昇のみでなく、維持管理費用に関する人件費等も含むと 理解してよいか。	一般的な範囲での人件費等の上昇であれば 含まれます。
リスクについて記載された項目以外は応募者が提示し、その内容については提案書の受付前に協議させて頂けると判断してもよいか。	提案は募集要項の分担を示した表を基に行い、表に定められていないものについての提案は受けつけます。ただし、提案による新たなリスクについての考え方が、提案全体のどこに、どのような形で反映されているのか明確にして下さい。また提案受付前の協議は受け付けません。
県による支払い遅延や中途解約の場合、損害金の 考え方及び水準を教えて下さい。	契約案の中でお示しする予定です。
「県と事業者との責任分担」- 何らかの理由により、支払遅延・不能となった場合には県は損害金を支払うと認識してよいのか?また、国も同じ見解と認識してよいのか?	ご質問の事例の場合の対応については、契約案でお示しする予定です。また国の見解については確認しておりません。
「県と事業者との責任分担」 - 県が財政再建団体になった場合でも本件の割賦払いが滞ることはないと認識してよいか?また、国も同じ見解と認識してよいのか?	現段階では想定しておりません。
「県と事業者との責任分担」- 県が財政再建団体となった場合に割賦払いは県が継続して支払うのか?または国が債務負担を引継ぎ支払うのか?また国も同じ見解と認識してよいのか?	県が支払いを行うものと考えております。
「県と事業者との責任分担」- 県がデフォルトを起こし、割賦払いを停止することはないと認識してよいのか?法律的にもないと認識してよいのか?また、国も同じ見解と認識してよいのか?	現段階では想定しておりません。
「県と事業者との責任分担」- 毎年の割賦払いについて議会の承認が必要と思われるが、議会承認が必ず得られると認識してよいのか?	原則としてそのように考えております。

	口体
質問事項	回答
「県と事業者との責任分担」- 債務負担行為に基づ	債務負担行為は、将来にわたる債務を負担
く割賦払いは、県の通常の歳出(職員給与、福祉	する行為であり、毎年の歳出予算に所要経
経費、大学運営費等)よりも優先して支払われる	費が予算計上されることになります。予算
┃と認識してよいのか?また、国も同じ見解と認識	に計上された歳出項目の中では、それぞれ
してよいのか?	の支払の根拠に基づき支払が行われること
	になります。
「県と事業者との責任分担」- 債務負担行為に基づ	債務負担行為は、将来にわたる債務を負担
く割賦払いの優先順位は県の内部規定で規定され	する行為であり、毎年の歳出予算に所要経
ているのか?規定されている場合には、その規定	費が予算計上されることになります。内部
文書を受領可能と認識してよいのか?	規定として支払の優先順位を定めることは
	ありません。
16ページに記載されているリスク分担並びに現	契約案でお示しします。
段階で分担が決定されていないものについては、	
別途協議となっておりますが、具体的にいつ協議	
する予定でしょうか。	
「事業の継続が困難となった場合」の定義及びそ	募集要項に記載のとおり、基本協定及び契
の時の措置について確認したい。	約書において定めます。
マッショロ日に ファ・ケ 唯心 ひだい。	
	東地・ルベニトス 統領の提復には今まれま
学生による損傷、落書き等のリスクもこれに含ま	事故・火災による施設の損傷には含まれま
れ、県がリスクをとると考えてよいか。	せん。学生による損傷、落書きは当然予想
	されるものとして、長期修繕計画に費用計
	上してください。
「リスク分担表」 - 「維持管理費の上昇」は物価	基本的には不可抗力については、県のリス
変動及び計画変更以外のリスクは事業者負担とさ	クと考えております。
れているが、不可抗力による管理費の上昇リスク) C 3/C C 3/) & / °
は県負担と考えてよろしいでしょうか。	
は朱貝担と考えてよりしいでしょうか。	
リスクについて「仕様不適合による施設・設備	「仕様」は維持管理業務に関する付属契約
への障害」にある「仕様」は配布資料の " 仕様	の仕様を指します。
書:(7)維持管理仕様書 " と理解してよいか。	
「不当な譲渡担保の実行」とは具体的に何を指す	募集要項6(1) に記載の条件を守らず、県
のか。	の承認を得ずに行った場合、また支払先が
	1ヵ所に特定されない場合を指します。
	1 31/11C10/CC10/GV1/3/LI C1LOC 9
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
県と事業者の責任分担表において、各段階でのリ	所有権は県に移転しておりますので、建物
スク分担が示されていますが、所有権移転後、割	の瑕疵によるもの等を除き、基本的にご質
賦契約期間中のリスク分担が不明確と思われま	問の事例については、県の負担と考えてお
す。たとえば、不可抗力(天災等)による建物の	ります。
損壊、建物内での人身事故の責任の負担等、ご提	
示ください。	
県がどのような状態に陥った場合に「支払の遅	現段階では想定しておりません。
延、不能」が起こりうるのか	- 701 X 14 C 15/6/2C 5 C 65 7 5 C C 700
「支払の遅延、不能によるもの」リスクは県が負	 契約案でお示しする予定です。
	大河木(の小しょる)/たしょ。
担するということだが、どのような形で負担され	
るのか、あるいはリスクヘッジされるのか、具体	
的な意味をご掲示いただきたい	
隠れた瑕疵の担保責任は民法、宅建業法等の法令	検討中です。
に基づくものと理解してよいか。	
隠れた瑕疵の担保責任の担保期間は何年か。	検討中です。
「施設の設計・建設における履行保証保険」は必	
「施設の設計・建設における履行保証保険」は必ずは保しなければなるないか	損害賠償請求等にどう対応するかは応募者
ず付保しなければならないか。	のご判断ですが、付保することが望ましい
	と考えております。

質問事項	回答
建物引渡し後の建物の維持管理責任は県となるは	引渡しにより、建物の所有権は県に移転し
ずだが、維持管理期間のリスクを保証する保険と	ますが、県が求める維持管理状態を保つ責
は、瑕疵担保に関するものと認識してよいか。	任は事業者が分担します。従って、維持管
	理期間のリスクを保証する保険とは瑕疵担
	保に関するものと限定するものでなく、事
	業期間中のリスクへの対応を想定し、保険
	等による適切な体制整備を検討して下さ
東米スパギ笠注充羊なナロナ し オナ 吹はこれ たい	
事業者が善管注意義務を果たしても避けられない 不可抗力、住民問題、第三者賠償等のリスクにつ	建設業法に基づき中央建設業審議会により 作成されている建設工事標準請負契約約款
いては、県がリスクを負うべきではないか。	第29条の規定による地方公共団体の負担の
VICIAL XIII JAA EE JA CE CIBANIII .	考え方を本件においても準用することと
	し、募集要項16頁の不可抗力の負担者を
	県 事業者 と訂正します。その他のリス
	ク分担については要項記載のとおりの分担
	が適切と考えています。
「(事業の中止、延期)議会の不承認」 - 議会の	議会の不承認については、債務負担行為の
不承認とは、どのようなことが考えられるのです	否決や契約の否決等が考えられます。対応
か。例えば、債務負担行為の否決等が該当するの	については検討中です。
ですか。この場合、リスクの負担者は県となっていますが、どのような対応が考えられますか。	
いるすが、このような対心が考えられるすが。	
「(事業の中止、延期)施設建設に必要な許可な	該当事例としてはご質問のとおりです。リ
どの遅延によるもの」 - 具体的にはどのようなこ	スク負担の方法については、契約案で提示
とが考えられるのですか。建築確認等が該当する	します。
のでしょうか。このとき、民間のリスクの取り方	
とは、どのような対応が必要なのでしょうか。	
法令の変更リスクの「当該事業以外の全ての事業者に影響を…」の意味を分かりやすく説明してほ	「PFI事業あるいは学校施設建設・運営 に関わる特定の法令でなく、当該事業に関
自に影音を」の息味をガガヴ ドダ (説明 O C は しい。	わらず事業を行う全ての事業者に影響を及
	ぼす法令の変更」という意味です。
一覧表に環境アセスがありますが、この適用につ	環境アセスについては公有水面の埋め立て
いては、「県環境管理システム実施要綱」の調査	事業として横須賀市で手続き済みです。
検討を行うことで適合すると考えてよいか。	
計画・設計段階の環境アセス・公聴会等による計画を表現した。	原則として提案内容に関する事項について
画変更のリスク内容で、事業者の提案内容に関する。	は、事業者のリスク負担と考えます。ま
る事項が想定できない、審査側のリスク負担もあるのではないでしょうか。また、この環境アセス	た、環境アセス及び公聴会等による計画変 更リスクは計画段階における一般的事例と
るのではないでしょうか。また、この環境がセスという言葉は要綱の他の部分には見あたりません	サスクは計画段階にのける一般的事例と して記載しております。なお、本事例につ
Cいう音楽は安調の他の部分には兄のだりません が、この言葉をリスク負担の中で出された主旨を	ひて記載してのりより。なの、本事例にフー
教えて欲しい。	め立て事業として横須賀市で手続き済みで
	す。
リスクの種類として、環境アセス・公聴会等によ	環境アセスについては公有水面の埋め立て
る計画変更が記されていますが、本件も環境アセ	事業として横須賀市で手続き済みです。
スの対象となるか。	Took Eleking 가는 다니 모르는 스
「リスク分担表」 - 本事業に関する住民説明、環	現時点において建設予定地周辺の住民への
境アセスの必要性等、現状についてご開示下さい。	説明会は実施しておりません。環境アセス の手続きについては、公有水面埋め立て事
V 1 ₀	一貫
	す。
計画・設計段階及び建設段階における急激なイン	ご質問のとおりと考えております。
フレ・デフレの物価リスクは、県、事業者両者が	
均等に負うことを意味しているのか。	

質問事項	回答
工事遅延により引き渡しが遅延した場合、事業会社に課せられるペナルティ金額の算出根拠を教えて欲しい。	算出根拠については検討中ですが、平成1 5年4月の開学は必ず遵守していただくべ き事項であることを申し添えます。
リスクの内容のうち建設段階及びリース期間中での天災による不可抗力等(特に地震)のケースで県、事業者双方の責に帰すべからざる事由によるコストオーバーラン期間の延長については原則として県の負担として考えてよいか。	建設段階については、建設業法に基づき中央建設業審議会により作成されている建設工事標準請負契約約款第29条の規定による地方公共団体の負担の考え方を本件においても準用することとし、募集要項16頁の不可抗力の負担者を、県、事業者、と訂正します。維持管理期間中の不可抗力については基本的には県の負担と考えております。

質問事項	回答
計画・設計及び建設段階における天災等による設計変更・中止・延期」に伴う負担は、県が負うべきと考えるがどうか。	建設業法に基づき中央建設業審議会により 作成されている建設工事標準請負契約約款 第29条の規定による地方公共団体の負担の 考え方を本件においても準用することと し、募集要項16頁の不可抗力の負担者 を、県、事業者、と訂正します。
計画・設計段階及び建設段階の不可抗力リスクの 県と事業者の分担は、経済合理性に基づき保険付 保ができるリスクは事業者負担、その他は県負担 と考えてよいか。	建設業法に基づき中央建設業審議会により 作成されている建設工事標準請負契約約款 第29条の規定による地方公共団体の負担の 考え方を本件においても準用することと し、募集要項16頁の不可抗力の負担者 を、県、事業者、と訂正します。
「(事業の中止、延期)大学認可遅延によるもの」- 用地は借地とのことですが、大学設置基準は問題ないのでしょうか。	県において横須賀市の協力を得ながら対処 いたします。
同上用地の確保のうち建設に要する資材置き場の確保は事業者の負担になっていますが県の協力が得られるものと考えてよいか。	必要に応じて協力はいたしますが、事業者 の責任において確保してください。
責任分担表の中で、「県の指示による工事費の増大」という項目について、これは大学側の指示を含むと理解してよいか	建設段階では大学はまだ組織されておりません。

(6)事業の実施に関する事項 各構成員の役割

「各構成員の役割」 - 「設計企業」と「建設企 業」は、「基本協定」を除いて県との直接的な契 約当事者ではないが、これらの企業が県に対して 直接負う債務はあるのでしょうか。

契約上直接県に対して負う債務はありませ んが、要項記載のとおり、必要に応じて県 との調整を行うとともに、確認を受けて頂 く事項やご協力頂く事項があります。

「事業者」と「事業会社」の責任について、7 (2) で「事業会社は事業遂行の責を負う」と され、7(4) で「事業は事業者の責において遂|ますが、その法的責任は県との契約の当事 行される」とある。いずれが正しいのか。

本事業は、事業会社、設計企業及び建設企 業により構成される事業者により実施され 者である事業会社に負っていただくことに なります。

事業者間の契約

事業者間の契約は、通常民・民の契約形態でよろ しいのでしょうか。もしくは、県の発注・契約形 式(入札方式、書式、特記事項等)に則って行う のでしょうか。また、事業者がさらに下請けを契 約する場合も同様の契約形態となるのでしょう か。

通常の民・民の契約形態の契約を行って下 さい。

事業期間中の事業者と県の関わり

事業会社は、当事業に関する会計を本業の会計と	開示を求める場合があり、それに対応でき
分別して管理する必要があるか。	るようにしてください。
事業期間中、事業に係る収支決算や事業会社の経	開示を求める場合もあります。詳細につい
営状態等を報告・開示する義務はあるか。	ては契約締結時に提示します。

質問事項	回答
ここで想定する県と金融機関が協議する一定の 重要事項は何か。 契約で定められる割賦料の支 払方法、支払担保等において想定される、割賦支 払いが困難になった場合の金融機関の対応方法と の差異は何か。 事業の継続が困難になった場合 の措置において想定される、金融機関の対応方法 との差異は何か。	資金調達の必要性や、事業の継続性を確保するため、資金を提供する金融機関と県が協議することもありうるものと考えています。
「県が事業会社に資金を提供する金融機関と協議することも有り得る」とあるが、これはどのような事態を想定しているのか、また協議内容は具体的に何か。	資金調達の必要性や、事業の継続性を確保するため、資金を提供する金融機関と県が協議することもありうるものと考えています。
金融機関との協議は、どの時点で行われるか。	必要に応じて協議を行います。
プロジェクト・ファイナンスが組成される場合、 県と金融機関の間の直接協定(Direct Agreement) は締結されるか。これにより金融機関の介入権 (step in right)は確保されると考えてよいか。	資金調達の必要性や、事業の継続性を確保するため、資金を提供する金融機関と県が協議することもありうるものと考えています。

設計・施工に関する事項

県が別途発注する第三者の行う設計・施工工事の	現段階では、情報関連の工事等を想定して
内容を具体的に示して欲しい。	おります。

維持管理に関する事項

契約で定められた仕様に達しない場合は、維持管	契約案で提示します。
理費の減額等を行うとあるが、減額等についてど	
のようなルールが設定されるのか。	
維持管理契約に定められた仕様に達しない場合、	維持管理料の支払いの一時停止、減額、維
減額だけでなく契約解除も想定しているか。また	持管理業者の入れ替え等を考えており、そ
契約解除の場合、割賦料支払への影響はあるの	の他については検討しております。
か。	

(7)契約に関する事項 契約の手順

建設費及び施設譲渡金額はいつ確定するのか?最終決定は、設計作業完了時と考えてよいか?あるいは、建設完了後、引き渡し時となるのか?	原則として基本契約締結時に確定します が、実施設計終了後に最終決定となる場合 もあります。
県、事業者間による契約内容の打ち合わせスケ ジュールはどのように予定しているか。	要項記載のとおりであり、優秀提案等の選定後速やかに協議を行う予定です。具体的な手順については検討中です。原案は県で作成し、協議します。
「契約の手順」 - 特定目的会社を設立した場合、 基本契約以降は、「事業者」を「特定目的会社」 と読み替えてよろしいでしょうか。	事業遂行のための特定目的会社の設立であれば、読み替えが可能です。

質問事項 契約の手順について、8(1)において「事業者と 基本協定は県と事業者間で、基本契約は県 県は基本協定及び建物の販売及び維持管理に関す と事業会社間で締結します。 る基本契約を締結し、その後事業会社と県が各付 属契約を締結する」とあるが、8(2) で、「基 本契約の対象者は県と事業会社」となっている。 いずれが正しいのか。仮に基本契約は県と事業会 社が締結する場合、設計企業と建設企業は直接の 契約当事者でないので、県に対して直接責めを負 うことはないと理解してよいのか。 「選定された事業者と県は、協議により基本協定 基本契約の締結に当たって県議会の承認を を締結し、神奈川県議会の承認を得た上で、建物 |要します。 等の…・に関する基本契約を締結する。」とある が、これは基本協定について県議会の承認を得る と理解してよいか 「基本協定」「建物等の販売及び維持管理に関す 要項記載のとおりであり、優秀提案等の選 る基本契約」及び「建物等割賦販売に関する付属 定後速やかに協議を行う予定です。具体的 契約」「維持管理業務に関する付属契約」は今後 な手順については検討中です。原案は県で どのような手順で作成されるのか。例えば、応募 作成し、協議します。 者が提案書提出にあたって、草稿を県に提出する のか、県が草稿を作成し応募者がコメントをつけ ることで作成されるのか可能であれば具体的な手 順を提示いただきたい。 電波障害対応、塩害対応は資料に記載されている |必要に応じて実施してください。 が、日影、風害、交通量の増加、大気汚染、土壌 汚染、騒音、振動、地盤沈下、廃棄物、景観、安 全等について、どの程度までの調査検討及び対策 をとらねばならないか

契約等の概要

契約等の概要	
「契約に関する事項」 - 基本契約締結後、付属契約の協議が予定期日までにまとまらないときはどうするのか?	状況に応じた協議をさせていただきたいと 考えております。
割賦債権、建設、設計毎に担当企業がそれぞれ直接県に対してサービスを提供し、責任を負うことを基本協定の中で、責任分担することが可能か。 その場合、責任分担外の企業が免責されるのか。	ご質問のような協定は想定しておりませ ん。
契約の手順について、(2) ウ基本協定締結後、事業者は速やかに設計業務に着手するとあるが、(1)の基本協定締結後の議会承認が得られなかった場合、事業者の負担した設計費、その他経費の支払いは、どの様に担保されるのか。	施設整備のスケジュール上、事業の推進のためには、速やかに設計事務に着手することが必要であると想定したものです。
事業会社が積み上げた価格について、値交渉はされるのか。(・元金相当費用の中身、・維持管理費の中身 等)当選した場合は、提案内容が了解された上でのことと考えるのですが、やはり価格交渉があるのか否か教えて下さい。	合理的理由に基づく変更もあり得ます。

質問事項	回答
30年間に亘る割賦販売契約および維持管理契約の 有効性について、基本契約で県の「表明及び誓 約」(Representations&Warranties)がなされ ると理解してよいか。	適切な対応をしたいと考えております。
「建物等の販売及び維持管理に関する基本契約」 が民法上の「売買契約」であるのか「請負契約」 であるのか確認したい。	検討中です。
県と契約した「事業会社又は代表事業会社」が建物所有権移転後に代わることは可能か、(たとえば1企業から特定目的会社に、あるいは複数の事業会社の中での代表事業会社の交代など)	適法な手続きによるものであれば可能で す。
「建物等割賦販売に関する付属契約」 - 基本契約に定めた契約金額は、建物等割賦販売に関する付属契約までの詳細検討の過程で、変更が可能であると考えてよろしいでしょうか。	原則として基本契約で確定した金額を上限 としますが、合理的理由に基づく変更もあ り得ます。
P. 16割賦販売については、支払方法、支払担保等を定めるとあるが、県が財政再建団体となった場合、予算に対する議会の不承認等における取扱いについても明示されるか。リスク負担表にある支払の遅延・不能によるものとは具体的にどの様な状態を想定しているのか。	契約案でお示しします。なお、支払の遅 延・不能については現段階では想定してお りません。
30年の契約期間中、県による任意解除権は認められないと理解していよいか。	何らの原因なく任意に解除することはあり ません。
維持管理業務内容は原則30年間変わらないのか、 5年ごとに見直すのか。また、維持管理料は上昇 率、インフレ率とも30年間にわたり定めるのか、 5年ごとに契約時に定めたルールで見直すのか。	原則変わりません。また、維持管理料は年何% u p と上昇率を固定し設定するのではなく、基準となる指標を設定し、それに連動する方向を検討しています。
基本協定、基本契約、付属契約に関する資料(協定書、契約書のひな型等)があればご教示いただきたい	契約案等の開示は優秀提案の選定後を予定 しております。これらの契約内容は協議の 上締結することとなります。
各種契約書の内容はどの時点で開示されるのか。 また、その内容についてネゴの余地はあるか。	契約案等の開示は優秀提案の選定後を予定 しております。これらの契約内容は協議の 上締結することとなります。
事業契約書原案の作成者は県ですか。弁護士事務 所はどこですか(同一事務所雇用の排除のため聴 取)。	法務関係の実務については協力者を通じて 検討する予定です。

(8)その他

設備関連の負担金算出に当たり、各官庁打合せを	必要であれば行っても差し支えありませ
<u>弊社にて行なってよいか。</u> 設計・建設および申請手続等に関する確認協議を 関係官庁を行うことについては支障ないか。	ん。 必要であれば行っても差し支えありませ ん。
「その他(1)」-提案図書等の提出後も、本募集要項の各条件を基本として優秀提案に「選定後の県との協議・交渉により最終的な条件が合意された内容」が付加されて契約書に反映されると考	ご質問のとおりと考えております。
えてよろしいでしょうか。	

質問事項	回答
「その他」・支払いは、県の通常の方法によるも	「財務規則」については、県政情報室でご
のとし、この要項に定めのないものは県財務規則	覧頂くことができます。また、販売もして
によるものとするとあるが、県の通常の支払い、	おります。なお、基本協定及び基本契約に
および、県財務規則とはどのようなものか?公表	おいて支払い方法等を定めることとしてお
されるものと認識してよいのか?	ります。
されるものと認識してよいのか?	J x 9 .
▲ 本事業はPFI事業の認定を受けるのか。受ける	要項記載のとおりです。
場合はそのスケジュールを教えて下さい。	安にはいっても。
場合はとのスプラゴールを教えて下され。	
PFI事業の記述で、「税制上の措置や並びに財	選定された事業者との協議を考えておりま
政上及び金融上の支援が適用される場合には、県	す。
と事業者間で協議を行う」とあるが、来年2月の	
提案書提出期限の前を想定しているのか、後を想	
定しているのか。	
PFI法に適用で金融上の支援が適用される場合	現時点では把握しておりません。
「	
かめるとめりようか、従来音旋山削にも思定された。 るのでしょうか。	
PFI法の適用を受けるとすれば、どの時期に適	現時点では把握しておりません。
用されるかどうか分かるのか。	
県の公共事業においては県債と一般的財源の抱き	▼ F Mは建設費に金利を掛け、総額を比較
合わせにて資金計画を立てることが一般的である	するものではなく、県が直接実施した場合
と思われるが、今回の事業において全額借入とな	の人件費や維持管理費等も考慮した30年
るため、当然ながらコストが高くつく。この点を	間の総額と民間のそれを現在価値に置き換
踏まえて、今回の事業(上限180億円)におけるパラの表記さればのように表記でいる。	1 - 11 - 1
るVFMの考え方をどのように考えているのか。	県の公共事業の方が安くなるとは言えませ ,
ー 本事業がPFI法に基づくPFI事業となった場合、日	ん。 無利子融資の対象となるよう努力してまい
本政策投資銀行等の無利子融資の対象となる見込	無利丁融員の対象となるよう労力してよい ります。
	U
みはあるか。	
PFI法に基づく、法制上及び税制上の措置並び	日本政策投資銀行の融資対象となることな
に財政上及び金融上の支援が適用される可能性に	どが想定されます。
ついて、具体的にどのような可能性を想定してい	C116690
るのか。	
本来PFI方式は民間資金、ノウハウ等の活用に	VFMの試算等については、国の基本方針
より官が行うものに比べてコスト削減、サービス	が発表された後、公表予定です。
向上等をはかるものである。今回の場合、民間が	DERCIOLEX AND LECY.
提案する指標の一つとして要項の標準仕様に際す	
佐条する指標の一つとして安頃の標準は様に隙す るコスト(官が行った場合のコスト)はいくら	
るコスト(自かり)た場合のコスト)はいくらい。	
<u>か。</u> PFI法適用の可能性が記載されているが、PS	 県が過去のデータ等を参考に計算します。
Cの検討はだれが、どのように行うのか。	末が過去のプログラに可昇しより。
PSC検討の結果、従来型公共事業として建学し	PSC等については計算中ですが、PFI
ここではいの温米、 に不正公只事業として建学して た方が、 ライフサイクルコストが低い、 という結	で実施することにより市場の競争原理が導
論が出る可能性はあるか。	人されるため、PFI実施の方が費用が安
HIM 12 TH O . 1 BE IT 1000 O N O	くなるのではないかと考えています。
	(
業務の範囲、開発許可、建築確認等の手続き業務	要項記載のとおり、協力の範囲と考えてお
及び関連業務において、大学設置認可等、文部省	ります。
及び厚生省に対する諸手続は県が行うと但し書き	7670
かめりますが、文部自寺に対する子続さに竹随し て発生する業務がある場合、別途発注業務と考え	
C	
ください。	

質問事項	回答
諸手続への協力に係る費用の負担は事業者の負担 になるのでしょうか。	ご質問のとおりと考えております。
になるのでしょうが。	
今回応募して落選した場合でも建設の協力会社となる事は可能か。	可能です。
「その他」 - 「事業者は、県が定める日までに建設及び維持管理にかかる協力会社を県に報告する」とあるが、県が定める日とは契約後、建設工事、維持管理の各々の開始の前と考えてよいか?協力会社とは具体的に何を指すのか。具体的に列挙してもらえると有難い。	優秀提案等決定後の適当な日を、別途指定 します。協力会社とは、下請負を行う会社 や、資材購入先など、構成員と契約関係を 結ぶ事業関連会社と考えております。
建設及び維持管理にかかる協力会社は、事業者が 自由に選定してよいか	原則として自由です。

質問事項	回答
県に報告する協力会社には、他の応募グループの	可能です。
構成員を登用することは可能か。	

(9)提出書類・作成要領 提案時の提出

様式の縦使い、横使いを整理してよいか。例えば 全てを縦使いとしてよいか。	要項の中の記載に従って作成してください。
提出書類は指定の書式で提出するが、今後、電子情報化を推進する上で、特に定められたフォーマット(使用ソフト、使用フォント、サイズ等)があれば指示願いたい。また、図面情報について使用CADソフト等指定があれば指示願いたい	提案要請時に提供したいと考えております。なおCADソフト等での指定は考えておりません。
各様式の主旨を盛り込んだ別のデザインの書式で 提出してよいでしょうか。	本要項の中で提出することになっているも の以外の資料は、審査の対象外です。

作成要領

作成要領	
設計図右下に図面名称と共に図面番号・縮尺を記 入してもよろしいか	結構です。
維持管理料は、長期収支計画表上はインフレ率 1%として算定するが、「維持管理業務に関する 付属契約」では、適用される物価指数が規定さ れ、実際のインフレ率に基づき支払金額が調整さ れると考えてよいか。	ご質問のとおりです。
長期収支計画におけるインフレ率 1 %は固定か。 また、見直しの余地はあるのか。	インフレ率を1%と固定し、提案条件を統一したものであり、実際の運営段階においては、その時々の物価の変動を考慮したものになります。
あるのは平成15年度価格で積算するという意味 に理解してよいか	応募者において適切と思われる金額を記入 して下さい。
資金調達企業が今後設立するSPCの場合の企業名及び過去の主な借入実績についての記入方法。(様式8)	特定目的会社(SPC)を想定される場合の資料記入については以下によることとします。 事業費の調達については、「資金調達企業」を「SPCへの出資予定企業」として各企業の出資額を記入して下さい。各企業毎の外部借入欄は記入不要です。 外部借入については「資金調達企業」を「SPC」として調達予定を記入してください。 過去の主な借入実績については、「資金調達企業」を「SPCへの出資予定会社」として、各出資企業毎の実績を記入して下さい。また、有価証券報告書等の決算書類についても、SPCへの出資予定企業についてのものを提出して下さい。
「資金計画表(1)」 - 外部借入等に記入する金融機関に関しては、他のグループで記入されているものと重複していてもかまわないと認識してよいか? (様式8)	ご指摘のとおりの取扱で結構です。

質問事項	回答
	日日 日日 日前10時に共同通信社より発表されるTOKYO
物(円・円)金利スワップの売値及び買値の平均	SWAP REFERENCE RATE (TSR)の中値としま
値を30年間一定と仮定して」とありますが、金利	す。また、募集要項11ページ「6提示条
スワップレートは時々刻々変化するものと理解し	件(1)事業・資金 ウ割賦金利 (イ)基準金
ております。レートは応募者側が特定条件を指定	利」にあるスワップレートについても同様
するのでしょうか。または基準・指標となるもの	のものとします。
を県の方からお示しいただけると考えてよろしい	
でしょうか。(様式11)	
様 - 12の実績表について件数制限がないと考え	所定の期間内であれば、件数制限はありま
て宜しいでしょうか。(様式12)	せん。
過去3年間の主要業務の実績、及び同種類似業務	設計の完了から施設の完了までを含みま
の実績は、当概施設の完成年月を指すのか、また	す。
は設計業務完了年月を指すのか、ご指示下さい。	9 0
(様式12)	
	広首字のご判断です
様式12について、同種、類似業務実績について、同様は「保健医療関係の教育権が、類似は	応募者のご判断です。
て、同種は「保健医療関係の教育施設」類似は、	
【「同種を除く、教育施設」としてよいか(様式1	
2)	
設計・建設企業の実績状況として、過去3カ年の	本要項の中で記載することになっているも
同種類似業務(新設大学の建設・設計実績)の記	の以外の記載は、審査の対象外です。
入が義務づけられているが、新設大学の設立が少	
ない状況の中で、「過去3年間の実績」に限定し	
ないで記載できるか。また、実績がない場合に	
は、審査減点対象となるのか(様式12)	
エ(ウ)d技術提案書の(a)及び(b)は色	提出図面のうち、透視図のみ着色としま
刷りとしてもよろしいでしょうか。また、用紙の	す。また募集要項21ページから提出書
大きさ以外の、枚数その他の指定があれば御指示	類・作成要領が示されています。
下さい。	
A 1 版配置図は A 2 版として縮小しますが縮尺は	 縮小版はノンスケールで結構ですが、概ね
ノンスケールとしてよいでしょうか?	1000分の1程度にして下さい。
	指定様式によります。
いでしょうか?	DIM I I - T VI
A 2 サイズの図面は別冊とするのですか、それと	別冊として下さい。
も技術提案書のなかに折り込むのでしょうか?	
 技術提案書における(ア)~(ク)までの図書	(ア)~(ク)については、カラー刷りは
	認めません。
は、ハノー炯リCyの争はり彫じりか。	
d技術提案書 bに透視図とありますが、CG	カラーのコンピューターグラフィックは結
(コンピュータグラフィック)や模型写真でもよ	構ですが、模型写真は認められません。
ろしいでしょうか?	
	模型は一切受け付けません。
模型の提出は可能でしょうか?	
┗ d 技術提案書 d に設計説明書ありますが、説明	 規定枚数以内であれば構いません。
	^元ん1スタスレヘドタ C ヒングレリは作レ 「� ピ /U。
文以外に文章を補完するための簡単な模式図図	
面、写真、絵をいれてよろしいでしょうか?	
技術提案書における設計図面中に、説明用の文章	配置図に記載する概要を除いて、室名等一
を記載する事は可能ですか。	般的に書き込む文字以外は、設計説明書に
	記載して下さい。
	1 - · v

質問事項	回答
「(ク)日影図 上記(キ)と同一図面とする」とあるのは(キ)と(ク)を重ねて一枚の図面に表現するという意味ですか或いは、ベースにする図面が同じ物という意味ですか	一枚の図面に、別配置で日影図と電波障害図を描いて下さい。(縮尺はそれぞれ適宜設定して下さい。)
技術提案書 ア設計図面 (イ)平面図から (ク)日影図については、図面のサイズは、A2版と考えてよいのでしょうか、また、A1版の配置図は、スチレンボードに張り付けたもののみと考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
技術提案書 ウ設計・建設企業の状況 (エ)総括責任者・主任技術者表 様式 - 15について「全ての設計企業について作成する。」とありますが、全ての設計企業について、それぞれ、総括責任者・主任技術者を配置すると解釈すべきでしょうか。それとも、総括責任者については、各設計企業毎に選定し 担当主任技術者は各設計企業の業務分担毎に記載するものと考えて宜しいのでしょうか。(様式15)	主任技術者は意匠、構造、電気、衛生、空調、昇降機、積算等毎にそれぞれ記載して下さい。企業が複数になる場合は、総括責任者を企業毎に記載して下さい。
技術提案書 ウ設計・建設企業の状況 (エ) 総括責任者・主任技術者表 様式 - 1 5 について 枚数の制限、記載人数の制限について自由と考え て宜しいでしょうか。(様式15)	ご質問のとおりです。
様式 - 17の説明書について原稿用紙枠が、無いものを作成しても宜しいでしょうか。また、説明図の文字は規定数字以外と考えて宜しいでしょうか。 (様式17)	今回配布した様式に準じて作成して下さい。説明図の文字は規定数以外ですが、簡潔にしてください。
様式 - 22の面積表は棟名ごとに作成と考えて宜 しいでしょうか。(様式22)	様式 - 2 2 の表は棟別になっています。 1 枚で収まるようにしてください。
特殊ガス設備(酸素、空気、吸引、窒素、水素、 アセチレン)の使用量をご指示願いたい。(様式 25)	類似施設等を参考にして大学にふさわしい 機能を有するものをご検討ください。
除害施設の一般事項で、感染系排水は専用処理と ありますが、どの室の、どの機器から排水がある か(様式25)	類似施設等を参考にして大学にふさわしい 機能を有するものをご検討ください。
その他除害物質については廃棄物として別途県が委託処理を計画するとあるが、LCC計算から除外してよいか(様式25)	必要に応じて除外してください。
構造計画書は複数枚にわたってもよいですか? (様式26)	構造計画概要書のなかで、特殊な構造形式 や主張すべき構造形式は2枚以内としてく ださい。
工設計説明書 様式17~様式21の点線による 桝目および枠外の数字については、無視し、白紙 状態でレイアウト、記載して宜しいでしょうか、 また、スケッチ等の説明に使用する文字は、10 00字の中に含めず本文のみについて1000字 以内と考えて宜しいでしょうか。(様式17~2 1)	様式については、配布した様式集に準じて下さい。スケッチ等の説明書きは1000字には含みませんが、簡潔に記して下さい。

質問事項	回答
する。」とあるが、初年度にアフターサービス期間が設定され、その期間無料で管理される機器があるが、その費用計上をどうするか。また、費用	維持管理業務に要する費用については、修 繕を除き、様式31(10/10)を用いて、各個別 業務の初年度とその上昇率をもって計算す ることとしております。機器による特殊事 情はその特殊性がわかるように記載してく ださい。
維持管理内容説明書の分量、様式については自由 であると認識してよいか。 (様式30)	ご質問のとおりです。

2 整備計画

「(4)専門的な実践研究」 - 地域の病院や福祉	現在、検討中です。
施設等とのネットワークとありますが、具体的な	
研修受け入れ病院などが決まっておりましたらお	
教えください。	
「人材育成研究センターについては、平成11年	現在、検討中です。なお、当センターは別
度以降、研修計画の策定、カリキュラムの編成等	地に建設予定です。
を計画的に進める」とされているが、受け入れ人	
員規模等で現状判明していることがあれば明らか	
にされたい。	

3 設計・建設条件

3 战间"建议未什	
海と敷地の関係 ±0の場所はどこを想定しているか、ご指示ください。	敷地高さについては、T.P表示です。
洪水時の水位の想定及び過去の高潮に関する資料 があればご掲示いただきたい	把握しておりません。なお高潮の記録はあ りません。
計画地への通勤、通学ルートはどのように想定しているか。バス停・タクシー乗り場等の計画はあるか。	京急横須賀中央駅、京急安浦駅からのアプローチを主に想定しています。構内のバス停、タクシー乗り場の計画は想定していません。
周辺道路にバス停の計画はあるか	現時点では把握しておりません。
下水道計画における排水流域面積に関する資料を ご掲示いただきたい	必要に応じて資料を収集してください。
インフラ整備状況で上水道管と都市ガス管の引き 込みについては特記されていますが、インフラ整 備の設計区分と、すでに施工済みかまたは場合に より変更可能かをお教えください。	上下水道、ガス等は周辺公道内に整備済みです、それらインフラへの接続を本整備事業で行います。接続場所等は適宜計画してください。
地盤高さはT.P表示と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
敷地図作成のための座標一覧表があれば、ご提示 ください。	座標一覧表は別紙をご参照下さい。
埋め立て事業による埋土施工後、沖積層の圧密沈 下対策が施されていると思われますので、具体的 にどのような対策が施されたかご提示ください。	把握しておりません。
埋土の施工期間及び、埋土施工時及び施工後から 現在に至るまでの沖積層圧密沈下観測データ及び 埋土自体の圧密沈下観測データをご提示くださ い。	把握しておりません。
液状化等の詳細を含めて、地質調査報告書全文を 配布していただくことは可能でしょうか。	配布は出来ませんが、閲覧は可能です。

質問事項	回答
土質試験結果(一軸圧縮試験、三軸圧縮試験、透	閲覧できます。
水試験、等)を閲覧できますか?	
埋め立て地であるため、周辺インフラ埋設時に	把握しておりません。
は、沈下防止対策が講じられているものと考えら	
れますが、具体的にどのような対策がとられてい	
るのかご提示ください。	
(1)以下に埋め立て造成は平成時代との記述が	竣功は平成4年10月です。
ありますが、具体的にはいつ頃実施されたのか。	
	別紙をご参照下さい。
広がりをもって分布する」とありますが、テトラ	
ポット護岸等の障害物の配置がわかる図面、計画	
書等がございましたら御提示ください。	
地質調査報告書の資料で、地層推定断面八・	別紙をご参照下さい。
ハ'・二・二'の断面線の資料があれば、ご提示	
していただけないでしょうか。	V=
例としてあげられている関係法令の、問い合わせ	必要であれば行っても差し支えありませ
については、個別に調査及び本計画を提示しても	h.
よいか。	

質問事項	回答
各法令の等の尊守(例)の中で、ハートビル法とありますが、認定建築物を前提にするのでしょうか、また、認定取得に係わる申請等諸手続は事業者側になるのでしょうか、教えてください。	認定建築物を前提とします。申請手続きは 確認申請を含め事業者が行います。
準拠する指針等で、例えば「学校建築構造設計指針・同解説」等の構造設計に関して指定があればお教えください。	諸規定に準拠してください。
開発行為の許可取得が不要と考えてよいか	設計内容により、開発許可が必要な場合も あるものと考えられます。
「工事に伴う濁水の流出防止を検討する」との記載に関係して、計画地を含めた周辺の地盤高が分かるデータを教えてください。	測量図を参考とし、現場調査をしてください。
検討のために、周辺で地下水を利用した施設、住 居があるかお教えください。	把握しておりません。必要があれば調査し てください。
県有施設緑化基準によれば、芝等で表面が覆われる場合には、緑被地の面積としてカウントして良いと記載があるが、ソフトボール場の外野及びグランド部の芝地も緑被地としてカウントしてよいか	ご質問のとおりです。

4 仕様書

(1)配置計画

緑被率30%以上、空地率40%以上確保となっているが、緑被地は空地としてカウントしてよいか	
	今回提示した参考資料では想定しておりませんが、提案内容により必要と考えられる場合はご提案願います。

(2)施設計画

学生相談、就職指導を司る事務部門(担当職員執務室)は、事務室(300㎡)に含まれるのか学生相談室・資料室に含まれるのか?また、事務室を、学生・教員を対象としたカウンター業務部門、学生相談、就職指導等の個別業務部門、総務・経理・入試等の入室管理部門等に分けて別個に配置することは可とするか教えて下さい。可とする場合に各部門ごとあるいは事務組織の部署別の概ねの職員数を教えて下さい。	部門ごとの別個配置は可能です。その他については類似施設等を参考にしてご検討ください。
【「食堂は委託業者への委託運営・食堂の運営は外	ご質問のとおりです。
部委託と考えてよろしいでしょうか。	
「食事以外の利用目的」 - 食事以外の具体的な利	現時点では仕様書記載の内容しか想定して
用目的はどの様なものが考えられるでしょうか。	いませんが、本来の機能を損なわない範囲
(イベント会場や、集会所等の多目的利用につい	で多目的に利用できることが望ましいと考
(7)	えています。
「 微生物実験室」 - バイオハザードの封じ込	類似施設等を参考にして大学にふさわしい
めレベルは、P2程度と考えて宜しいでしょう	機能を有するものをご検討ください。
か。	
微生物実験室の取扱安全基準設備及び運営基準	類似施設等を参考にして大学にふさわしい
は、レベル2と考えてよろしいでしょうか。	機能を有するものをご検討ください。

質問事項	回答
「 微生物無菌実験室」 - 清浄度はclass 10.000程度とし、実際の作業はクリーンベンチを 使用すると考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりと考えております。
特殊空調室の内恒温恒湿、低温室の温度条件をご 指示ください。	恒温恒湿室は、温度範囲 20~30 、湿度 範囲 50~70%、温度精度±1 、湿度精度 ±5%とします。
	低温室は、温度範囲 4 、温度精度±1 とします。
「 低温室の設定温度」 - 低温室の設定温度は、どの程度か御指示下さい。(プレハブ冷蔵庫の設置と考えて宜しいでしょうか)	低温室は、温度範囲 4 、温度精度±1 とします。
飼育動物は、コンベンショナル動物と考えてよろしいか。(SPF動物は飼育しないと考えてよろしいか)	諸室関係資料13頁及び同見開き左側「諸室における設備の留意点」を参照して下さい。
無菌室(浮遊菌、落下菌)の条件を御指示ください。	諸室関係資料及び類似施設等を参考にして 大学にふさわしい機能を有するものをご検 討ください。
「微生物実験無菌室には、前室を設けること」とあるが、前室の仕様を御指示ください。	類似施設等を参考にして大学にふさわしい 機能を有するものをご検討ください。
「精密機械室は別基礎とする」とあるが、この機 械基礎にはどのような機械の設置を想定している か。	お配りする備品例(工事を伴わない備品) を参考に御検討下さい。
「17 菌検査で陰性の人のみが利用できるトイレを併設する」・上記のトイレ排水は減菌装置を介し、処理後、下水道放流すると考えて宜しいでしょうか。	類似施設等を参考にして大学にふさわしい 機能を有するものをご検討ください。
運動生理学研究室のシールドルームは、どの程度のシールド特性をお考えでしょうか。(磁界、電界の周波数帯と特性)	シールド特性としては、電界の周波数帯200MGHzで50dBの減衰量を確保することを目安に、類似施設等を参考にして大学にふさわしい機能を有するものをご検討ください。
基礎医学実習室、運動生理学研究室に含まれる シールドルームについての仕様を具体的に指示し てほしい。	シールド特性としては、電界の周波数帯200MGHzで50dBの減衰量を確保することを目安に、類似施設等を参考にして大学にふさわしい機能を有するものをご検討ください。
講演中心に国際会議、演奏会への利用も考えているが以下の点で詳細仕様をお願いします。 1.500名席は固定席でよいか 2.500名収容であれば階段状床が良いのでは? 3.床仕様がフローリングとなっているが別仕様でもよいか? 4.残響時間は可変しようとするか。	1.固定席とします。 2.階段状床とします。 3.機能性、仕様グレード等が同等以上を確保できれば別仕様でも構いません。 4.残響時間の可変は考えていません。
AVコーナーにおいて視聴に供するビデオやCDなどのソフトの貸し出し・返却・及びリファレンスは事務室に含まれると考えてよいか。	事務が円滑に行えることを考慮して下さい。
「体育館の仕様について」 - 災害時の救急一時避難場所として使用するようになっていますが、災害対策用備品の備蓄及び非常用電源の確保等はどの様に考えているか御指示下さい。	災害対策用備品専用の倉庫などは想定して おりません。非常用電源についてはパター ン点滅を前提として対象とします。

質問事項	回答
「体育館は災害時の一時避難場所として機能する」とあるが、体育館アリーナの仕様では、災害時に必要な整備(電話・インターホン等)が欠如していると思われる。災害時対応として必要な整備があれば御指示ください。	必要と思われる設備・備品は様式23の備 考欄に記載してください。
E Vの仕様について P 1 4 では、「常用については全て車椅子仕様と し」とありますが P 3 7 では「全て車椅子仕様とし」となっていま す。どちらの記述が正しいかご指示ください。	P37の「全て車椅子仕様とし」を正として 下さい。
敷地境界には、フェンス、門等が必要か。必要の 場合の規模と仕様をご掲示いただきたい	フェンス、門等は必要ではないかと考えて おります。規模、仕様については本大学に 適切と考えられるものを提案し、配置図に 記入してください。
P15において「グランドはソフトボール場1面、 テニスコート2面を確保できる配置面積」とある が、P16の仕上がり仕様では、ソフトボール場・ テニスコート・グランドの3種に分かれている。 ソフトボール場・テニスコート以外にグランドは 必要か。必要ならその面積は?	グランドは、ソフトボール場、テニスコート部分も包含したものとして想定しています。仕上げにいうところの「グランド」は「ソフトボール場、テニスコート以外の部分」とご理解ください。
交流プラザの仕上げはインターロッキングと指定されているが、レンガ、石、木等による仕上げを 提案することは可能か	可能です。

(3)設備仕様書

空調衛生電気設備方式が仕様書に記載(規定)されていますが、他の方式での提案は認められないのでしょうか。	仕様書に記載した方式で計画してください。
ユーティリティー機器への接続は本工事に含みま すか。	含みます。
「海塩粒子の影響で実験計測機器などに支障のないよう」とありますがこの実験計測機器とはどのようなものを想定しているのかご指示ください。	お配りする備品リスト等の中の実験計測器 具を参考にしてください。
個別空調システムの選定に当たり新代替物質(R407)の使用は、よろしいでしょうか。	使用可とします。
上記の解釈は、フロン等の冷媒を使用した、ヒートポンプエアコンや電動ターボ冷凍機・チラー等及び代替フロンを使用する機器は原則として、使用せずガス焚冷温水機に決定していると解釈されるでしょうか。	ご質問のとおりです。
「風水害、高潮、落雷、断水停電、大火などの災害を考慮」とありますが、計画地ではどのような程度の規模の高潮が想定されるか。また、計画地周辺の海岸にはどのような防潮設備があるか。	必要に応じて調査してください。
受変電設備において、変圧器容量及び機器容量に 対する需要率をご指示ください。	標準的な保健医療福祉系大学の需要率を想 定してください。
受変電設備において、高周波対策は不要と考えて よろしいでしょうか。	高周波対策を考慮した受変電設備計画をしてください。

質問事項	回答
5. 自家発設備(5)について、「~動物実験室・動物実験準備室・動物舎・恒温恒湿室・低温室・無菌室・各実験室及び準備室に設置されているインキュベータ等」に自家発電源を送電可能と有りま	各室床面積から標準的な負荷を想定して下さい。
すが、電源種別負荷容量はどの程度見込めば宜しいでしょうか。 いでしょうか。 防犯設備の機械警備設備とは、機械警備システム 用の空配管設備と考えてよろしいでしょうか。	配管・配線及びセンサーは本整備事業に含むものとします。
冷温主熱源機器は直焚吸収式冷温水機とのことですが、管理上は各建物のエネルギーセンターを一箇所に纏めて一括管理する考えでよろしいですか。	ご質問のとおりです。
"オゾン 層の破壊防止、地球温暖化防止の為、原則としてフロンガスを使用するシステムは採用しない"と有りますが、個別空調(ルームエアコン)の使用も不可ですか。また、冷蔵冷凍設備についてもフロンの使用は不可ということですか。	個別空調、冷凍冷蔵設備へ使用は可とします。 す。
空調設計温湿度条件の中で、その他の特殊条件 は、配布資料「諸室資料」を参考にすることとあ るが、記載がないので、指示願いたい	諸室関係資料本ページの見開きの「諸室に おける設備の留意点」を参考にしてくださ い。
特殊排気の内、腐食性ガスの廃棄は、ドラフトチャンバー系統のみと考えてよろしいでしょうか。又特殊排気で大気解放前にスクラバー等で処理が必要でしたらその系統と処理能力(対象となる溶媒・使用量)をご指示ください。	ドラフトチャンバー系統と考えてください。スクラバーについてはドラフトチャンバー最低2台に1台の割合で設置するものとします。処理対象ガスの特定はできませんが、スクラバーの形式は充填式洗浄塔と想定し、水または薬液で処理するものとしてください。
建築基準法では、「学校」の場合、排煙設備が免除されるが、建築基準法令第126条の2及び昭和47年建告第33号による排煙設備を自主設置すると考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
医療ガス設備工事の仕様は「機械設備工事共通仕様書」平成3年度版(厚生省保健医療局)と有りますが、最新は1998年(平成10年度版)になり、各種の仕様が変更されて居りますが、中でも吸引用配管の仕様が、銅管から鋼管(JIS G3452)に変わって居ります。本計画は、平成3年度版による設計を行うと考えて宜しいでしょうか。	平成10年度版による設計を行ってください。
危険物及び毒物の取扱場所及び貯蔵庫がありましたら位置と薬品名と取扱量をご掲示いただきたい	実験実習室、精密機器室等で特殊ガスや薬品の使用を想定しています。取扱量等については類似施設を参考にご検討ください。
特殊ガスの供給箇所とユースポイント数及びガス 警報箇所を御指示ください。(諸室資料に記載されていない)	特殊ガスの供給箇所、ポイント数については諸室関係資料及び今回提示した備品リストの記載を参考にご検討ください。特殊ガス警報箇所については適宜設置してください。
実験用排水、厨房排水、動物飼育並びに感染系排 水以外の県が委託処理するその他の除外物質とは なにを指しているのでしょうか。	下水道法上放流が不適当な、実験等に使用した薬品、1次洗浄水などで回収して処理 委託する物を想定しています。

質問事項	回答
"実習室厨房を含む厨房排水については油脂分離吸着式とする"とあるが、他の方式でもいいですか。	油脂分離吸着式としてください。
実験用排水除害設備の一次側、二次側の水質及び 処理水量を御指示ください。	資料中の実験設備の内容や類似施設等を参 考にしてご検討ください。

(4)維持管理仕様書

維持管理仕様書の中に、リネン類の供給に対して	範囲外です。
の記述が無いが、今回の事業の範囲外と考えてよ	
いか。	

質問事項	回答
(1)夏期、冬季、春期の長期休みについて、期	類似大学を参考にご検討ください。
間、その間の大学活動規則(使用が許される施設	
空調負荷関連)(2)空調期間の制限は?(冷	
暖房の開始日、終了日)(3)活動時間帯は以下	
の想定でよいか?(学生・一般 8:00~1	
7:00、研究室8:00~22:00、また、	
中央制御か個別か?)	

5 参考 諸室関係資料	
設置する機器の制限により、天井高さ、荷重条件 に制約のある部屋はあるか。また、マシンハッチ の必要な部屋はあるか。	諸室関係資料及び備品リスト等を参考にご 検討ください。
各部門ごとの諸室の同時使用率はどの位ですか。	時間割については現在検討中です。
各室の収容人員をお教えください。	諸室関係資料の面積等を参考にご検討下さい。
諸室関係資料2ページの最初の 「諸室の面積については、柱等の突出がある場合には突出部からの内のりを基準とする」とありますが、様式23の設計面積と仕上げ表の広さの関係は、どのようにお考えですか。	諸室関係資料2ページの記載は、各職種養成基準の充足を考える上での留意点であり、様式23の設計面積、仕上げ表の広さ等は実面積を記入するものです。
給湯設備の特:に特記事項がない。どのような仕様かご掲示いただきたい 実験排水は、酸、アルカリ排水を一系統とし、そ	見開きページの「諸室における設備の留意 点」を参考にしてください。 仕様書 P 42(5) 設備仕様書 機械設備14.除
の他の実験特殊排水系統は無いと考えてよろしい ですか。	害設備を参照してください。
諸室関係資料の中で、空調の欄における「特」は 何か。	見開きページの「諸室における設備の留意 点」を参考にしてください。
空調対応として、24時間系統、及び残業対応が 必要な諸室をご指示願いたい。	個別空調が必要な諸室については、諸室関 係資料を参考にご検討ください。
建物の各室の面積について、提示面積の5%前後の増減は許容範囲と考えてよいか	四年制保健医療福祉大学としてふさわしい機能を有するものであれば、面積の増減に制限はありませんが、特に減を行う場合は、設置すべき設備・備品を勘案して減が可能であることを検証した上で行ってください。
諸室の面積の増減はどの程度許されるのか、ご掲示ください	四年制保健医療福祉大学としてふさわしい機能を有するものであれば、面積の増減に制限はありませんが、特に減を行う場合は、設置すべき設備・備品を勘案して減が可能であることを検証した上で行ってください。
指定される諸室面積のうち、指定数値と計画面積 との差の許容は、上限10%、下限5%と考えて よろしいですか。	四年制保健医療福祉大学としてふさわしい機能を有するものであれば、面積の増減に制限はありませんが、特に減を行う場合は、設置すべき設備・備品を勘案して減が可能であることを検証した上で行ってください。
各諸室面積を算定するにあって、基本となる各学部において想定されているカリキュラムがあれば ご提示ください。	整備計画に基づき、各職種養成基準等を満 たすカリキュラムを想定しています。

質問事項	回答
視聴覚設備の必要な諸室ごとの設備仕様及び工事 区分をご掲示いただきたい	別添の備品リスト及びAV機器等リストを 一例として示しますので、参考にご検討く ださい。なお、想定品目が当該資料と異な る場合は、様式23「諸室チェックリス
	ト」の備考欄に、加えたもの、除いたものを区分して記入してください。

質問事項	回答
諸室関係資料の一覧表のうち、機器電源及び特殊 電源の内容をご掲示いただきたい	機器電源及び特殊電源の欄は抹消されたものとして無視してください。
管理栄養系の生理学実験準備室に設置の低温庫の 大きさ、温湿度条件をご指示願いたい。	低温室は、温度範囲 4 、温度精度±1 とします。
一時ゴミ置き場について、施設内には、動物舎、 生理学実験、微生物実験、理化学実験等もあり、 それらの廃棄物については特殊な施設が必要と考 えられるため、その仕様をご掲示いただきたい	それぞれの部屋の廃棄物処理については、 県で処理することを想定しており、動物実 験用排水など資料記載のもの及びその他必 要不可欠なものを除き、今回の提案の範囲 外とします。
低温室の温度条件をご教示願いたい。この場合の ユニットとは、プレハブ冷蔵冷凍庫でよいか	低温室は、温度範囲 4 、温度精度±1 とします。
無菌室ユニットとは、アイソレーターのことを示 すのか	そのようには限定するものではありませ ん。
無菌室の定義をご教示願いたい	諸室関係資料13、14ページ及び同見開き左側「諸室における設備の留意点」を参照して下さい。
管理栄養系の微生物実験無菌室は陰陽圧可変とありますが、どのような使用を考えているか	室外気流入遮断、室内気流出遮断の双方に対応できる機能を想定しています。
微生物実験無菌室は陰圧時、バイオハザード、ケミカルハザードのいずれかの使用となるのか	バイオハザードを想定しています。
管理栄養実験室Aにおける実験台8に対して水洗8というのは、給水×8、給湯×8と考えてよいか	ご質問のとおりでも結構です。
恒温恒湿室の温度、湿度条件についてご教示願いたい。その場合のユニットは、プレハブ式のことでよいか	恒温恒湿室は、温度範囲 20~30 、湿度 範囲 50~70%、温度精度±1 、湿度精度 ±5%とします。

6 別冊 様式集

「グループ構成表」 - コンソーシアムを組成した 企業を、グループ構成表に別途表示(記入)して よいのでしょうか。	記載していただいても結構ですが、本要項の中で記載することになっているものは、 必ず記載して下さい。
様式7の注2、3に様式28とありますが、様式 29の間違いではないでしょうか。	様式集8ページの「様式28」は、「様式 29」に訂正します。
外部借入等の額(100百万円)と、銀行ごとの借入 金の合計(100万円 + 50百万円)が一致しないのは なぜか。	×銀行借入額は50百万円と訂正します。
器具設置工事区分で「什器備品共」とあるが、食 器は「工事を伴う備品設備費」に含まれるか	別冊で配付する、備品リスト(工事を伴う 備品)を参考にご検討ください。
P93~95の様式は28ではないでしょうか。	様式集93~95ページの「様式22」の記載 は、「様式28」に訂正します。

質問事項	回答
様式集P93の様式22は、同集P31の様式2	
2と重複していますが、差し支えないものと判断	
して宜しいでしょうか。又、P93の様式28の	13.2023 134322 2 2000
5枚つづりの内の1と2がありませんが、これも	
差し支えないと判断して宜しいでしょうか。	

注)様式23の記載について

様式23の主な設備欄の記載が、諸室関係資料と異なる場合は、その部分と理由を備考欄に記載してください。なお、備考欄が足らない場合は、適宜別紙をつけて記載してくださ